

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第 1 項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年 9 月25日
【事業年度】	第11期(自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
【会社名】	株式会社unerry
【英訳名】	unerry, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 執行役員CEO 内山 英俊
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門4丁目1番1号 神谷町トラストタワー 23階 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は下記の「最寄りの連絡場所」において行っております。)
【電話番号】	03-6820-2718
【事務連絡者氏名】	執行役員CF0 コーポレート戦略部長 倉岡 なぎさ
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町2丁目1番6号 日比谷パークフロント 19階
【電話番号】	03-6820-2718
【事務連絡者氏名】	執行役員CF0 コーポレート戦略部長 倉岡 なぎさ
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第 7 期	第 8 期	第 9 期	第10期	第11期
決算年月	2022年 6 月	2023年 6 月	2024年 6 月	2025年 6 月	2026年 6 月
売上高 (千円)	-	-	-	-	4,879,542
経常利益 (千円)	-	-	-	-	432,920
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	-	-	-	-	330,138
包括利益 (千円)	-	-	-	-	330,138
純資産額 (千円)	-	-	-	-	2,365,805
総資産額 (千円)	-	-	-	-	4,188,155
1 株当たり純資産額 (円)	-	-	-	-	631.21
1 株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	88.22
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	84.36
自己資本比率 (%)	-	-	-	-	56.4
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	14.0
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	24.69
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	327,743
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	599,341
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	741,519
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	-	-	-	-	2,301,594
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用人員〕 (名)	- 〔 - 〕	- 〔 - 〕	- 〔 - 〕	- 〔 - 〕	161 〔 - 〕

(注) 1. 第11期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

2. 従業員数は就業人員であります。従業員数欄の(外数)は、臨時雇用者の各事業年度の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。なお、臨時雇用者は、その総数が従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	2022年6月	2023年6月	2024年6月	2025年6月	2026年6月
売上高 (千円)	1,446,325	2,076,737	2,834,907	3,726,133	4,879,542
経常利益 (千円)	71,767	34,918	134,971	315,006	439,538
当期純利益 (千円)	143,528	9,358	68,266	331,860	336,889
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	100,000	18,484	14,712	41,670	49,269
発行済株式総数 (株)	3,526,400	3,564,200	3,743,400	3,768,890	3,777,950
純資産額 (千円)	820,843	1,097,092	1,629,029	2,016,886	2,372,555
総資産額 (千円)	1,203,791	1,510,548	2,103,221	2,616,240	3,917,039
1株当たり純資産額 (円)	249.73	310.53	438.88	539.64	633.02
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益 (円)	45.96	2.69	18.63	89.15	90.02
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	2.49	17.63	85.33	86.09
自己資本比率 (%)	67.9	72.4	77.4	77.0	60.5
自己資本利益率 (%)	19.5	1.0	5.0	18.2	15.4
株価収益率 (倍)	-	1,691.45	164.79	27.38	24.19
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	68,825	28,038	180,321	229,667	-
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	30,109	42,500	5,882	59,560	-
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,425	239,377	357,098	2,583	-
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	900,694	1,127,256	1,658,798	1,831,518	-
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕 (名)	39 〔 - 〕	59 〔 - 〕	72 〔 - 〕	91 〔 - 〕	106 〔 - 〕
株主総利回り (%)	-	-	67.5	53.6	47.9
(比較指標：東証グロース市場250指数) (%)	(-)	(-)	(54.8)	(62.0)	(58.5)
最高株価 (円)	-	4,935	5,700	3,245	4,210
最低株価 (円)	-	1,466	1,857	1,334	1,909

(注) 1. 第10期以前の持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。

3. 第7期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

4. 第7期の株価収益率は、当社株式は非上場であるため記載しておりません。

5. 従業員数は就業人員であります。従業員数欄の(外数)は、臨時雇用者の各事業年度の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。なお、臨時雇用者は、その総数が従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

6. 第7期及び第8期の株主総利回り及び比較指標については、2022年7月28日に東京証券取引所グロース市場に上場したため、記載しておりません。第9期から第11期の株主総利回りは第8期末日の株価を基準として算定しております。

7. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所グロース市場におけるものであります。

ただし、当社株式は、2022年7月28日から東京証券取引所グロース市場に上場されており、それ以前の株価については該当事項がありません。

8. 第11期より連結財務諸表を作成しているため、第11期の持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

2 【沿革】

当社創業者である代表取締役社長内山 英俊は、2013年から2014年頃、将来、企業がオムニチャネル(注1)に関心を持つようになり、今後ビーコン(注2)が重要なツールとなると考えるとともに、各社が保有するビーコンの相互活用による規模の確保が必要であると考え、2015年8月、当社「株式会社unerry」を設立し、“シェアする”位置情報サービスを提供するIoTプラットフォームを作ることから事業を開始いたしました。

年月	概要
2015年8月	東京都中央区に、ビーコン等を活用した位置情報IoTプラットフォームを運営する目的にて株式会社unerryを設立
2015年12月	ビーコンシェアのオープンプラットフォームである「Beacon Bank®」のβ版をリリース
2016年8月	ビーコン相互活用に必要な技術特許(特許5991793)を取得
2016年12月	コカ・コーラウエスト株式会社(現コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社)と、同社が管理する「スマホ自販機®」搭載のビーコンと「Beacon Bank®」の連携を目的に業務提携
2019年6月	Beacon Bank ADサービス(広告配信サービス)提供開始
2020年1月	リテールテック・ダッシュボードサービス「ショッパーみえーる」(ショッパー行動分析ツール)の提供を開始
2020年4月	株式会社エヌ・ティ・ティ・データと、移動と目的地でのサービス利用に関わる社会課題を解決し、新たな移動体験を得られる社会の実現を目的に資本業務提携
2021年4月	三菱商事株式会社と、同社の都市開発・都市運営事業(スマートシティ(注3))等において行動データを基にした様々なビジネスを展開することを視野に資本業務提携
2022年1月	多様なワークスタイルの実現と事業拡大に伴い東京都港区に本社を移転
2022年7月	東京証券取引所グロース市場に株式を上場
2023年8月	三菱食品株式会社と、リテールメディアネットワーク事業を共同推進することを目的として資本業務提携
2026年5月	株式会社プログウォッチャーの株式を取得し、完全子会社化 事業および組織拡大への対応に伴い本社機能を東京都港区から東京都千代田区へ移転

(注) 1. オムニチャネルとは、顧客と企業の接点となるすべてのチャネル(店舗、オンライン、カタログ、SNS、広告)を連携させて、全チャネルで顧客にアプローチを行い、顧客満足度を向上させることで、顧客の囲い込みを行い、売上を上げる戦略を指しております。

2. ビーコンとはBLE(Bluetooth Low Energy)デバイス的一种で、極めて少ない電力消費でスマートフォン等と連携できることが特徴であります。設置されたビーコンに対応アプリが反応することで、場所やシーンに応じた情報の配信などができるようになります。

3. 都市の抱える諸課題に対して、ICT(情報通信技術)等の新技術を活用しつつ、マネジメント(計画、整備、管理・運営等)が行われ、全体最適化が図られる持続可能な都市または地区を指しております。

● ビーコンとは

OMOマーケティング（※）で活用されるビーコンとは、一定間隔で電波を発する小さな端末です。電波圏内に入ったスマートフォンアプリと反応することで、ユーザーがその場に来訪したことを把握することができます。GPSでは捉えにくい「地下」や「商業施設内」の店舗への来訪なども検知することができ、来店計測や情報配信などによく用いられます。

※Online Merges with Offlineを略した言葉で、消費者の目線でECサイト（オンライン）と実店舗（オフライン）を融合した顧客体験の向上を目的とするマーケティング手法。



● ビーコン反応の仕組み



3 【事業の内容】

(1) 事業の概要

当社グループは、「心地よい未来を、データとつくる。」をミッションに掲げ、実社会のデータを解析し、リアルとデジタルが融合した環境知能社会（注1）を実現するための生活者行動データプラットフォーム「Beacon Bank®」を運営しております。

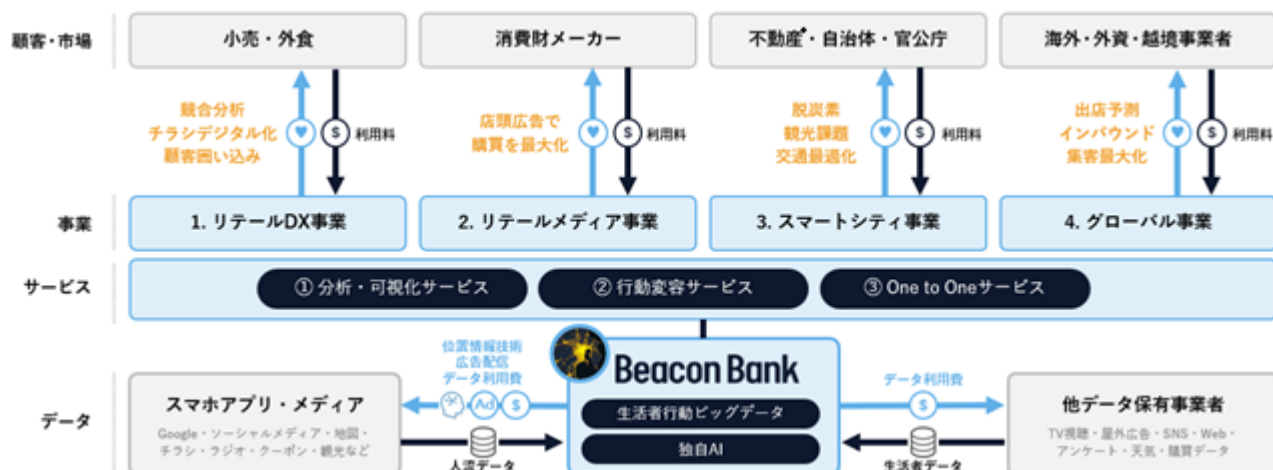
当社グループは、Beacon Bank事業の単一セグメントであり、当該事業はAIによる生活者行動ビッグデータ（注2）の解析を基盤とし、分析・可視化サービス、行動変容サービス、One to Oneサービスの3つのサービスで構成されています。これら3つのサービスを、リテールDX（注3）、リテールメディア、スマートシティ、グローバルの4つの事業領域に対応する顧客に対して提供しております。

また、2026年5月に、位置情報データプラットフォームによる位置情報関連サービスを開発・提供する株式会社プログウォッチャー（以下、「プログウォッチャー」）を完全子会社化しております。プログウォッチャーは、SDKの提供や分析、広告配信、データ連携等を通じて、広告、都市開発、観光、不動産分野におけるデータ活用を支援する多様なソリューションを展開しております。当社グループでは、顧客・市場、データ・プロダクト、組織・人材の各領域における両社の強みを掛け合わせることで、顧客価値の拡大及び事業運営の強化・効率化を図り、グループ全体の事業基盤を強化してまいります。

- (注) 1. 人が意識してコンピューターを操作するのではなくIoTデバイスが人々を「取り巻く（=ambient）」環境に偏在し、状況を賢くセンシングすることで自然な形で必要な情報が提供されたり、安全安心な状況が保持される環境が知能を持ち、暮らしをサポートしてくれる世界。なお、BtoCの商取引市場規模のうち、デジタル購買（EC）が占める割合は9.8%、リアル購買は同90.2%となっております（経済産業省 令和6年度 電子商取引に関する市場調査）。
2. 当社グループのプログラムが組み込まれたスマートフォンアプリで取得した人流データ（GPSデータ、ビーコンデータ）と、購買データなどの生活者データをAI解析し、行動特性等を踏まえた生活者行動データとして利用しております。当該人流データはすべてユーザから事前に同意を得て取得しており、また、ユーザ個人を特定しないデータのみを取り扱っております。なお、ビーコンデータとは、店舗等に設置されたBluetoothビーコンが発する無線電波を、スマートフォンアプリがキャッチした際の反応履歴となります。このビーコンデータにより、GPSデータでは推定困難な屋内の人流を推定することが可能となります。当社グループは、スマートフォンアプリがキャッチできるビーコンの数を限定しない技術特許により広範なビーコンデータを取得することができ、屋外から屋内までシームレスに人流を推定できる特徴を有しております。
3. 小売業界におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）を指し、広告チラシの電子化やアプリを活用した顧客囲い込み等にとどまらず、近年は店舗をメディア化（リアル店舗の再定義による「体験価値」の提供、新たな収益源としての広告収入の確保）して売り場データを活用した効果的な広告を配信するリテールメディアにも広がりを見せております。

〔事業系統図〕

当社グループの事業系統図は、以下のとおりであります。



上記系統図における青枠は当社グループを示しております。

(2) サービスの内容

当社グループは、分析・可視化サービス、行動変容サービス、One to Oneサービスの3サービスで顧客体験を上するDXを一元的に提供しております。



- 1 主要モバイルアプリに位置情報技術を提供してユーザ同意の下で蓄積するGPSデータ・ビーコンデータ（個人関連情報）。10億超IDは最大リーチ可能なID数（2026年6月末時点）でユーザ重複あり。

分析・可視化サービス（「ショッパーみえ〜る」他）

当社グループが収集した位置情報データをもとに、小売事業者、商業施設運営事業者、消費財メーカー、自治体等それぞれのニーズに応じてカスタマイズした行動分析レポートを提供しており、生活者行動データを活用したDX推進の支援、スマートシティや店作り等の参考となる各種分析をおこなっております。

また提供サービスのひとつである「ショッパーみえ〜る」は、来店者の生活者行動データをAIで推定することで、商圈の把握や、競合店舗とのシェア比較、来店客の新規・リピーターの割合や属性、細かな行動嗜好等（当社グループが収集した位置情報をもとに、自社開発AIが推定した情報）を一目で把握することができる可視化ツールであり、小売事業者のマーケティング施策の意思決定等に活用されております。これらのツールは、クラウド方式で提供するSaaS（注4）であり、サービス契約期間は基本的に年間契約とし、店舗数等に応じて月額課金しております。

- (注) 4 . Software as a Serviceの略であり、サービス・プロバイダーがソフトウェアをネットワーク経由で提供することで、利用者はソフトウェアをインストールすることなく、ネットワーク経由で利用できるサービスを指します。

行動変容サービス（「Beacon Bank AD」）

小売事業者や消費財メーカー等に対し、生活者行動ビッグデータのAI解析により来店可能性が高い顧客群と商圈を発見し、当該顧客群を中心にSNSや動画等で情報を配信することで消費者等の行動変容を促す広告サービスを提供しております。

最大の特徴は、配信した広告に対し、店頭設置のビーコン等を活用することで、来店数・来棚数・購買数などの効果を計測できることであり、その結果に基づいて、より効果の高い広告につなげるPDCAサイクル（注5）を実現できます。

本サービスによる収益としては、デジタルチラシ(注6)として毎月受領する配信料の他、新規出店や特売セールなどイベント等に応じてスポットで受領する配信料があります。

(注) 5. Plan（計画）、Do（実行）、Check（測定・評価）、Action（対策・改善）の仮説・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めようという概念。

6. 従来の紙媒体のチラシに代わり、デジタル媒体（スマートフォン等）で配信するチラシ（広告）を指します。スマートフォンの普及と共に新聞など紙媒体の購読者数が減少した結果、消費者へのアプローチも紙からデジタルへの転換が進んでおります。

One to Oneサービス（「Beacon Bank 1to1」）

主に小売事業者や商業施設運営事業者等向けに、オリジナルアプリの開発や統合マーケティング基盤（CDP（注7））を構築して、1人1人へのパーソナル体験を届けるシステムソリューション全般を支援しております。

当社グループの保有する生活者行動ビッグデータをはじめとした各種データソースに顧客が保有するデータ等を集約し、リアル行動、リアル購買、ネット行動、ネット購買のデータを統合・分析し、AIで意味付けすることで、顧客を深く理解し、それにより個々の顧客が必要としている情報や興味関心のある情報を最適なタイミング、最適な媒体（インターネット上の広告表示、アプリを通じたプッシュ配信、デジタルサイネージ(注8)等）を通じて提供することが可能となります。

本サービスによる収益としては、システム・アプリ等の構築対価に加え、構築後の運用・保守対価を受領しております。

(注) 7. CDP(カスタマー・データ・プラットフォーム)とは、各社が独自に蓄積している顧客に関するデータ管理プラットフォームをいいます。

8. デジタルサイネージとは電子看板のことで、ディスプレイを通じて様々な情報を発信するシステムを指します。

以下のモデルケースのように、ドアノックツールである分析・可視化サービスを起点に、他サービスへのクロスセル及びアップセルを展開することで、顧客単価を向上させながら3つのサービスが横断的かつ継続的に活用されていくビジネスモデルになっております。

少ない店舗数ではじめ、店舗数拡大のアップセルや、行動変容・One to One等をクロスセルすることで大幅に顧客単価が向上。



(3) 事業の特徴

屋外・屋内の人流がわかる生活者行動ビッグデータ

当社グループは、生活者行動ビッグデータプラットフォーム「Beacon Bank®」（特許取得）を運営し、10億超ID（注１）のGPSデータ・ビーコンデータにより、屋外と屋内の行動を人流データとして把握しております。年間数兆件のログ、220万個超のビーコンと反応した網羅的なデータを保有しております。

「Beacon Bank®」は、ビーコンをシェアするという新たな発想により構築されたものであり、国内においてオープンプラットフォームで大規模なビーコンネットワークを構築しております。

当社グループが構築したネットワークの特徴は、生活者の行動をリアルタイムに捉えることができる点にあります。例えば、日常的にどんなお店を訪問して、どんな建物に入って何階に行って、といったリアルな行動情報を精緻に把握できることが当社グループの強みであり、集積された行動ログにより顧客行動を詳細に理解することが可能であります（注２）。

- (注) １．主要モバイルアプリに位置情報技術を提供してユーザ同意の下で蓄積するGPSデータ・ビーコンデータ（個人関連情報）10億超IDは最大リーチ可能なID数（2026年６月末時点）
２．位置情報単体では個人情報には該当しませんが（出所：総務省平成26年５月「位置情報プライバシーレポート」）、当社グループは、個人情報と同等レベルの管理を実現するため、「個人情報の保護に関する法律」に照らし、目的・項目・提供先等に関する明示的なユーザ許諾を得て位置情報を取得しております。
「Beacon Bank®」のデータは、特定の個人を識別するデータ・情報は使用しておらず、また、個人を特定する目的で利用することはありませんが、複数の情報に基づきAIにて高精度で特定される属性や居住地、勤務地の情報は、実際にデータをご利用いただく際は敢えて誤差をつけて利用いただいております。

独自のAIデータ×カスタマーサクセス力

当社グループは生活者行動データを意味付ける独自開発のAI群と、データを活用したデジタルマーケティングの豊富なノウハウで、顧客の売上高向上を実現しております。

環境知能AIは、各顧客のプロファイリング(どのような場所に行く傾向があるか)、移動状況推定(徒歩・自動車・電車などの移動手段)、行動予測によるレコメンド(ある場所に行った人が次に行く可能性の高い場所はどこか)、来店可能性の高い人を自動特定するなど、蓄積された顧客の生活者行動ビッグデータを分析することにより顧客理解に応じたアクションを可能といたします。

事業提携×クロスセルによる成長サイクル

当社グループは主に「ショッパーみえる」導入顧客がサクセスするための上位サービス（行動変容サービス・One to Oneサービス）をクロスセルする仕組みを構築しております。三菱商事株式会社・株式会社電通・コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社等幅広い業界の企業との業務提携や共同事業推進、顧客企業のニーズに合わせた提供サービスの多様化により、顧客数増加×顧客単価向上の好循環を生みだしております。

リカーリングを生み出す収益モデル

３サービス（分析・可視化サービス、行動変容サービス、One to Oneサービス）とも、リカーリング性の高い安定収益となっており、当社グループのサービスの中でも比較的単価の低い分析・可視化サービスを起点として、より顧客単価の高い行動変容サービス・One to Oneサービスをクロスセルすることで、売上高の積み上げを図っております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有（又は被所有） 割合（％）	関係内容
(連結子会社) 株式会社ブログウォッチャー (注) 1	東京都千代田区	50,000	位置情報データプラットフォームによる位置情報関連サービスの開発及び提供	100.0	役員の兼任 出向者の派遣

- (注) １．特定子会社であります。
２．有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

スマートフォン等のデバイスが浸透し、ありとあらゆるものがIoT化された世界では、インターネット(オンライン)上の“デジタル行動”のみならず、実世界での“リアル行動”も含めた行動分析に基づき、自分の身の回りの環境が自分のことをもっとよく理解してくれる“環境知能”を前提としたマーケティングコミュニケーションから、新たなビジネス価値が生まれます。当社グループは、「心地よい未来を、データとつくる。」というミッションを掲げ、実社会のデータを解析し、リアルとデジタルが融合した「環境知能」を未来に実装します。さまざまな不便を解消するのはもちろん、地域や交通における社会課題までも改善させ、生活のUX(注1)を心地よくしていきます。

私たちは、未来のメガネで社会を見つめ、より多様な選択肢や出会いにあふれる時代の“うねり”をつくりだします。

(注) 1. UX(ユーザーエクスペリエンス)とは、ユーザがプロダクトやサービスを通して得られた体験を表す言葉です。

(2) 経営環境

市場規模、市場動向について

当社グループでは主にリテールDX、リテールメディア、スマートシティ領域にて生活者行動ビッグデータを活用し、マーケティングや街づくりに必要なサービスを提供しております。

リテールDX市場は、国内において2030年に2019年比で1.6倍となる8,737億円(注2)に、グローバルにおいて2030年に2025年比で5倍となる29.5兆円(注3)に成長することが見込まれております。リテールメディア市場は、国内において2028年に2025年比で1.8倍となる1.1兆円(注4)に、グローバルにおいて2030年に2025年比で1.8倍となる8.6兆円(注5)に成長することが見込まれております。スマートシティ市場は、国内において2030年に2026年比で6倍の6.5兆円(注6)に増加することが見込まれ、人流と親和性の高いスマートシティIoTの世界市場は2030年に2025年比で4.2倍となる691兆円(注7)に成長することが見込まれております。

(注) 2. 株式会社富士経済「リテールテック関連機器・システム市場の将来展望 2019」の小売、外食、宿泊業向け機器、システム&サービスの2030年市場規模

3. Statistics Market Research Consulting「Smart Retail Market, By Solution, By Technology, By Application, By Geography」

4. 株式会社CARTA HOLDINGS「リテールメディア広告市場」(2026年1月)

5. Market Research Intellect「Retail Media Networks Market Size By Product, By Application, By Geography, Competitive Landscape And Forecast」September 2024

6. KPMG「2030年市場展望と人材要件：行政(行政DX²⁹)スマートシティ(都市OS)」

7. market.us「Global Smart City Market Size, Share, Statistics Analysis Report By Application」

競争優位性について

当社グループは独自特許や独自AIによる技術優位性を活かし、ネットワーク効果を持つビーコンプラットフォームや業務効率性の高いプロダクトを開発しており、競争優位性の源泉はビーコンシェア・次世代IoTの技術特許や独自AIの開発による「位置情報に関する技術優位性」、強いネットワーク効果を有するビーコンプラットフォーム、ワンストップでの施策実行や業界を牽引するプライバシー対応による「プラットフォームの優位性」の2点に起因していると考えております。その結果として、当社グループは屋外・屋内のシームレスなデータから生活者の行動を予測し、リアルタイムに必要な情報をレコメンドできる各種サービス提供を可能としており、競合サービスとは異なる優位性を構築しております。今後長期的な成長を続けるべくさらなる競争優位性を確保するため、位置情報ビッグデータを徹底的に科学し、ユーザの状況推定(注8)やペルソナ推定(注9)、店舗の混雑状況や来店者予測等のAIアルゴリズムを開発してまいります。また、位置情報に関連する他データ(購買データ・オンラインデータ等)との掛け合せによる、広告効果測定、品揃え予測、キャッシュレスの推進等の先進的かつ高度な用途にも挑戦してまいります。

(注) 8. 徒歩・自動車・電車などの移動手段、日常・非日常の活動状況等を推定。

9. サービス・商品の典型的なユーザー像のこと。

		基地局	Wi-Fi	GPS	カメラ	ビーコン	リアルタイム システム
主たるプレイヤー		携帯キャリア	Wi-Fi企業	GPS広告企業	カメラ分析企業	ビーコン企業	
精度		×	△	△	△	△	◎
		屋外のみ・250m～	屋内のみ・～30m	屋外のみ・5～100m	屋内のみ・～1m	屋内のみ・1～20m	屋外+屋内・1～20m
用途	分析	△	△	△	△	△	◎
	広告	×	△	◎	×	◎	◎
	One to One	×	△	△	×	△	◎
		分析のみ	Wi-Fi環境の提供	店舗検索・おすすめ	分析のみ	来店者にプッシュ配信	行動予測で One to Oneレコメンド
							より高度

主要製品・サービスの内容について

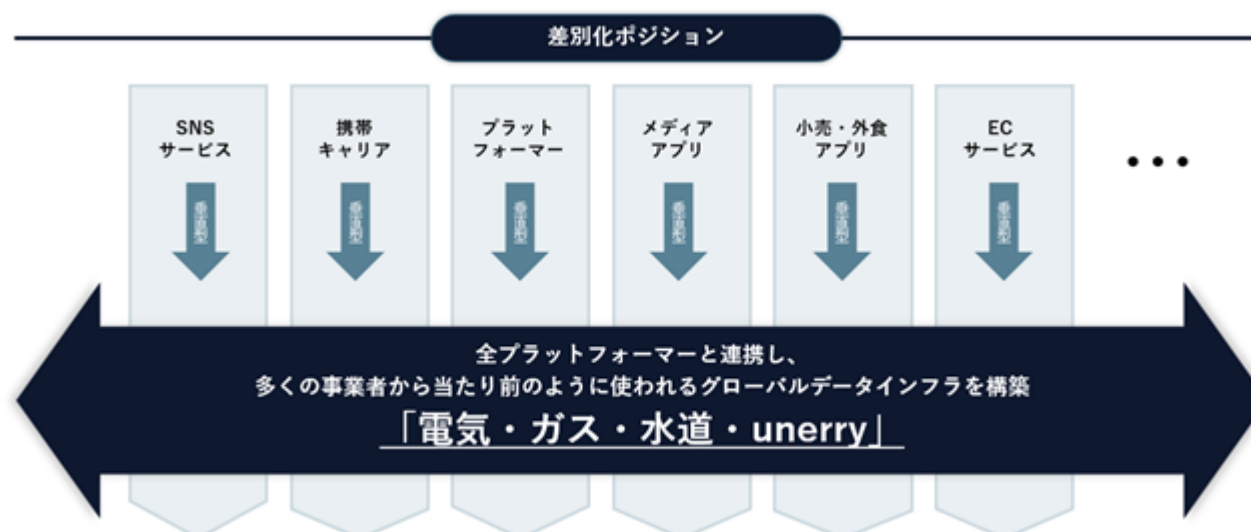
当社グループの主要なサービスの内容につきましては、「第1 企業の概況 3 事業の内容 (2) サービスの内容」に記載しております。

顧客基盤及び販売網について

当社グループは主に、小売事業者、商業施設運営事業者、消費財メーカー、自治体向けにサービスを提供しており、当社グループからの直接の営業アプローチに加えて、業務提携先からのご紹介等を通じて受注をおこなっております。

(3) 中期的な経営戦略

当社グループは、「電気・ガス・水道・unerry」をスローガンに掲げ、どんな店舗や街に行っても、どんな情報に触れていても、当社グループの行動データが活用された環境知能が実装されている状態を指す「unerry, everywhere」の実現を目指しています。この実現にあたり、多くのメガプレイヤーが自社ユーザに対する垂直型のエコシステムを形成する一方、当社グループはこれらのメガプレイヤーと連携し、様々なデータやサービスなどリアルとデジタルを融合したあらゆる生活者行動を独自のIDで連携する横断型のデータエコシステムを確立することで差別化を図ります。



また、当社グループは、持続的な成長と企業価値の向上に向け、以下の取り組みを推進してまいります。

１．顧客基盤の強化

新規顧客の獲得及び既存顧客との取引深化を通じて顧客基盤の拡大を図るとともに、顧客ごとの取引状況やニーズ等に応じたアプローチを強化してまいります。また、業界ごとの顧客課題や成功事例を蓄積し、他の顧客へ横展開することで成長の再現性を高めるとともに、データやサービスの活用を通じた顧客との関係深化を進め、幅広い業界・顧客への継続的な利用拡大を図ることで、成長と安定収益の両立を目指してまいります。

２．ブログウォッチャーとの合併検討

当社グループは、グループ全体の成長の最大化に向け、ブログウォッチャーとの合併に向けた検討を進めております。双方が有する顧客基盤、データ及びサービスを活かしながら、営業面での連携、サービス・データ連携及び組織・業務プロセスの一体化を進め、経営資源の有効活用及び経営効率の向上を図ってまいります。

３．AI・ワールドモデル

当社グループが保有する生活者行動データを基盤として、AIの活用を支えるデータ・提供基盤の構築を進めてまいります。AIが現実世界を理解するためのデータ整備や、データの統合・意味付け、予測基盤の強化を進めるとともに、顧客課題に応じた活用モデルの検証を行い、事業としての再現性及びスケーラビリティの確立を目指してまいります。

こうした取り組みを通じて、既存事業の成長及び収益基盤の強化と、新たな成長機会の創出を進め、持続的な成長と企業価値の向上に努めてまいります。

顧客基盤の強化	ブログウォッチャーとの合併検討	AI・ワールドモデル
顧客価値の拡大と利用基盤の裾野拡大 新規獲得と既存顧客の深耕で基盤の拡大を続け、成長と安定収益の源泉とする。 ● 成長機会・役割に応じた顧客アプローチ ● 深耕・クロスセルによる高度活用 ● 幅広い業界・規模への継続利用拡大 27.6期 ポートフォリオ別の最適アプローチを確立 中長期 インフラ企業への進化	グループ成長の最大化に向けた、合併の検討・判断 双方の顧客基盤・データ・サービスを活かす事業・組織設計を進め、2027年1月目途の合併是非を判断する。 ● 営業力強化に向けた連携方針の検討 ● サービス・データ連携の選択肢検討 ● 組織・業務プロセスの設計 27.6上期 2027年1月を目途とする合併是非を判断 27.6下期 判断を踏まえグループ成長の方向性を提示	事業としてスケールするためのデータ・提供基盤を構築 ワールドモデル構想を、顧客のAI活用を支える再現性ある事業へつなげる。 ● AI Readyな生活者行動データの整備 ● データ統合・意味づけ・予測基盤の強化 ● 顧客課題に沿った活用モデルの検証 27.6期 事業化・再現性の検証を推進 中長期 事業としてのスケール化

(4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標

当社の顧客は、より高い効果を得るため、当社が展開する3つのサービス（分析・可視化サービス、行動変容サービス、One to Oneサービス）を横断的かつ継続的に活用していただいております。このように継続的に取引いただいている顧客について、当社では、4四半期以上連続で取引のある顧客企業、及び直近3ヶ月以上連続で取引のある新規顧客企業を「リカーリング顧客」と定義しております。

当社では、持続的な成長と企業価値向上を目指しており、直近では拡大する市場を積極的に取り込むべく売上高の成長率と、それを支えるリカーリング顧客に関する指標（リカーリング顧客売上高、リカーリング顧客売上高比率、リカーリング顧客数、リカーリング顧客平均売上高、NRR）を重視しております。直近における各サービス別の売上高成長率及びリカーリング顧客に関する指標は以下のとおりであります。

（千円、社）

サービス名/リカーリング顧客関連指標	第7期事業年度 (自 2021年 7月1日 至 2022年 6月30日)	第8期事業年度 (自 2022年 7月1日 至 2023年 6月30日)	第9期事業年度 (自 2023年 7月1日 至 2024年 6月30日)	第10期事業年度 (自 2024年 7月1日 至 2025年 6月30日)	第11期事業年度 (自 2025年 7月1日 至 2026年 6月30日)
分析・可視化 サービス	503,614 164.2%	598,387 18.8%	870,572 45.5%	1,188,977 36.6%	1,514,110 27.3%
行動変容 サービス	576,608 48.5%	873,534 51.5%	1,190,765 36.3%	1,771,799 48.8%	2,460,181 38.9%
One to One サービス	366,103 79.3%	604,816 65.2%	773,569 27.9%	765,355 1.1%	905,251 18.3%
売上高合計	1,446,325 84.7%	2,076,737 43.6%	2,834,907 36.5%	3,726,133 31.4%	4,879,542 31.0%
リカーリング顧客 売上高	1,247,950	1,869,435	2,539,517	3,255,884	4,415,940
リカーリング顧客 売上高比率	86.3%	90.0%	89.6%	87.4%	90.5%
リカーリング顧客数	49	78	109	140	176
リカーリング顧客 平均売上高	25,468	23,967	23,298	23,256	25,090
NRR ()	160.1%	123.9%	124.2%	116.2%	120.0%

サービス別売上高の上段は売上高、下段は売上高成長率を記載しております。

NRR（ネットレベニューリテンションレート）は、以下の式で算出しております。

$$NRR = (\text{前期以前に獲得したリカーリング顧客の当期売上高}) \div (\text{当該顧客の前期売上高})$$

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

安定的売上の確保

安定的な収益基盤を確立するため、リアル行動分析・可視化ツールをSaaSとして導入する企業を拡大し、そこから出てきた顧客課題を積極的に提案することで、行動変容サービス及びOne to Oneサービスをクロスセルし、顧客に継続的にサービスを利用していただくことが重要であります。継続的に取引いただいている顧客について、4四半期以上連続で取引のある顧客企業、及び直近3ヶ月以上連続で取引のある新規顧客企業を「リカーリング顧客」と定義しており、このリカーリング顧客の数を積み上げていくと共に、クロスセルの推進により売上高に占めるリカーリング顧客の売上比率を90%程度に保つことで、安定的売上进行を確保してまいります。

新規事業の展開

「心地よい未来を、データとつくる。」というミッションの下、事業規模拡大と収益多様化を図るため、新規事業にも積極的な投資を行ってまいります。リテールDX事業に加えて、リテールメディア・スマートシティ事業・グローバル事業の各事業領域を拡大させることで、新規顧客の獲得と共に新たな収益源の確保を図ります。

優秀な人材の確保と育成

今後の事業拡大や継続的な成長を目指す上で、優秀な人材の確保と育成が必要不可欠であると考えております。特に社員の半数以上を占めるデータ関連人材については当社の競争優位性を支える中核的な人材と捉えており、社内教育制度を充実させながら、スキル向上にも取り組んでおります。そのため、引き続き積極的な採用活動や社外ネットワークの強化を行うと共に、働きやすい環境の整備や育成機会の拡充など人材に対する投資を行ってまいります。

内部管理体制の強化

a コーポレート・ガバナンスの強化

株主を含めたステークホルダーとの良好な関係の構築のためには、社会的信用を維持・向上させていく必要があると認識しております。取引先をはじめとした社外関係者との良好な取引関係を維持していくには、社会

的信用を維持していく必要があります。また、世間に広く有効なビッグデータを提供していく社会的責任を果たす必要があると認識しております。

そのため、コーポレート・ガバナンス体制を構築し、内部管理体制及び人員増を含めた管理部門の強化を推進してまいります。また、内部監査室と監査役との連携強化等の施策により業務執行の適法性・妥当性を監視する機能を強化し、財務報告に係るリスクを最小化して、経営の健全化に努めてまいります。

b 経営管理体制

事業を継続的に拡大する上で、経営管理体制の強化は重要な課題と認識しております。組織が健全かつ有効、効率的に運営されるように、内部統制の整備、強化、見直しを行っていく方針です。

資金調達・財務基盤の強化

人材の採用・育成及びその他事業活動に多額の資金が必要となってまいります。これらの資金を外部から調達する必要があり、中長期的な視点から、財務基盤の強化のためにも、株式市場からの必要な資金の獲得や銀行からの融資等を通して、事業の運営、プロダクトの開発に必要な資金調達の多様化を図ってまいります。

なお、当連結会計年度においては、子会社株式の取得資金として金融機関からの借入を実行いたしました。今後も、資金使途及び資本コストを勘案し、自己資金、エクイティ及びデットを適切に組み合わせた資金調達を行ってまいります。

情報セキュリティの強化

近年外部からのサイバー攻撃や不正アクセス、マルウェア等のコンピューターウイルス等によりシステム障害が発生する事例や、機密情報や個人情報等が漏洩する事例が増加しております。情報システム及び通信ネットワーク上の障害や外部からのサイバー攻撃等に備えるため、ファイアウォールシステムの構築や不正アクセスの監視、定期的なデータバックアップ等の対策を実施しておりますが、今後も必要に応じて適宜情報セキュリティの強化を行ってまいります。

子会社の統合（PMI）の推進

2026年5月1日付で株式会社プログウォッチャーの全株式を取得し、完全子会社といたしました。今後の課題は、PMIを着実に進め、両社が有する技術、プロダクト及び人材の強みを相互に活かし、事業の成長に結び付けることにあります。

また、PMIの推進にあたっては、グループ経営管理体制を整備するとともに、連結ベースにおける決算・開示体制の構築を進め、グループ全体の企業価値向上に取り組んでまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社は、「心地よい未来を、データとつくる。」をミッションに掲げ、生活者行動データを活用した顧客課題・社会課題の解決を通じ、継続的に企業価値を向上させるとともに、社会の持続的な発展に貢献してまいります。サステナビリティに関する取組の中でも、特に人的資本を最重要テーマと位置づけ、経営戦略と一体となった人的資本戦略を推進しています。本戦略は組織拡大と生産性向上を同時に実現し、収益性の高い企業基盤を構築することを目的としてまいります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

また、当連結会計年度において株式会社プログウォッチャーを完全子会社化し、連結の範囲に含めております。本項に記載する方針及び取組は当社グループ全体を対象としておりますが、(5) 指標及び目標に記載する指標は、現在は両社それぞれの人事制度を運用しており、その統合を検討している段階であることから、提出会社を対象として算定しております。

(1) ガバナンス

当社グループは、人的資本戦略推進において、具体的な取り組みであるKPIの進捗状況や人事施策の効果・課題については取締役会および経営会議で定期的に議論をしながら進めています。

人的資本への投資は、中期経営目標の達成を支える成長投資と位置づけております。

また、リスクの早期発見・対処のため、エンゲージメントサーベイなどを活用してモニタリングする体制を整備するとともに、内部通報窓口を設置し、ガバナンスの強化に努めています。

(2) 戦略

当社グループは、2028年6月期を最終年度とする中期経営目標の達成に向け、その実現に必要な人材の質及び量を確保することを人的資本戦略の目的としております。必要な人材要件としては、データ・AI領域における専門性、事業領域の拡大に対応する多様性及び組織の拡大に耐える生産性を主要な観点として整理し、これに対応する取組として次の5つのテーマを設定しております。なお、人材要件及びテーマの構成は、経営戦略の見直しに応じて改めることとしております。

人的資本戦略の基盤として「全社人事データ基盤の整備」及び「ミッションシートを用いた人事評価制度の運用」を位置づけ、その上で5つのテーマを柱として「ミッション・ビジョン・バリュー（MVV）の浸透」、「未来をつくる人材の継続的な確保・拡大」、「グローバル企業としてのダイバーシティ実現」、「チャレンジを褒め称えるチームワーク」、「高い生産性と競争力のある報酬体系」を設定し、それぞれのテーマごとに独自の施策やKPIを設け、長期的な企業価値の最大化を図ってまいります。



ミッション・ビジョン・バリュー（MVV）の浸透

当社グループは、ミッション・ビジョン・バリュー（MVV）の浸透を従業員エンゲージメント向上の基盤と考えております。定期的開催するオフサイトMTGや、マネジメント層との1on1面談を通じてMVVへの理解と共感を深めるとともに、従業員アンケートやeNPS（従業員推奨度）を定点的に計測することで、その効果を検証しています。特に当連結会計年度においては、組織の拡大及び株式会社プログウォッチャーの完全子会社化に伴い、「チームメンバーとの関係性・チーム内コミュニケーション」を課題として設定し、制度整備やコミュニケーション強化を通じて改善に取り組んでいます。

当連結会計年度の調査は、株式会社プログウォッチャーの完全子会社化の直後に実施いたしました。企業文化の異なる2社が統合した直後の時期であったことから、eNPSは前事業年度末の30.7%から当連結会計年度末は39.0%となり、一時的に低下する結果となりました。意識調査の分析においては、従業員の推奨意向を左右する要因が、前事業年度までの「担当業務における手応え」から「所属チーム内の関係性及び会社の方向性に対する納得感」へと変化したことを確認しております。

当社グループは、このeNPSの低下は、統合初年度における一時的な低下と捉え、統合におけるシナジーを最大化させるために、身近な関係性の質の向上と会社の方向性の丁寧な共有を最優先課題として設定いたしました。調査項目のうち「チームメンバーとのコミュニケーション」には一部改善の兆しも見られることから、この動きを起点とし、全社会議を通じた情報発信に加え、部門やチームの単位で統合の意義や目指すべき姿を深掘りして共有する場を設けることで、組織の一体感の醸成に努めております。また、統合直後は開示可能な情報の範囲が一時的に限られたことが、情報共有のオープンさに対する評価を押し下げ、eNPSの低下の一因となったと分析しており、今後は情報発信の頻度及び粒度を一層高め、エンゲージメントの回復と向上に取り組んでまいります。

未来をつくる人材の継続的な確保・拡大

当社グループはデータ・AI活用を事業成長の中核と位置づけ、データ専門職比率やデータ人材比率をKPIとして設定し、採用・育成の両面での取り組みを進めてまいりました。入社後100日間の成長を支援するオンボーディングプランやチューター/メンター制度、生成AI・データ分析の勉強会、資格取得支援制度などを体系的に整備し、専門性を高めるとともに非専門職のデータリテラシー向上にも力を注いでまいります。

当連結会計年度末におけるデータ専門職比率は63.2%とほぼ横ばいで推移する一方、ビッグデータの分析・集

計の実績を有するデータ人材の比率は78.0%から80.2%へと2.2ポイント上昇しており、専門性を備えた人材の層は着実に厚みを増しております。



グローバル企業としてのダイバーシティ実現

当社グループは、女性管理職比率30%以上、外国籍従業員比率10%以上を中期的な目標として掲げ、外国籍人材の積極的な採用や語学研修・学習支援の充実を通じて、多様なバックグラウンドを持つ人材が活躍できる組織づくりを進めています。当連結会計年度末においては、外国籍比率7.5%（前事業年度末7.7%）、女性CxO及び管理職比率18.5%（同18.8%）と、いずれも前事業年度末からほぼ横ばいで推移しております。当社グループは、管理職候補層の育成及び外国籍人材の計画的な採用を重点課題として設定し、目標の達成に向けた取組を推進しています。なお、これらの目標水準及び達成時期は、事業環境並びに組織及び人員構成の変化を踏まえ、定期的に見直すこととしております。



チャレンジを褒め称えるチームワーク

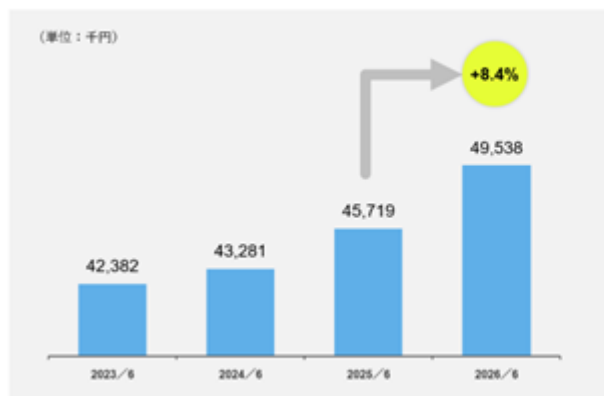
当社グループは、従業員同士が互いの挑戦や貢献を称え合う文化を、心理的安全性と挑戦を奨励する組織の基盤と位置づけております。前事業年度までは外部サービスを活用し、「チャレンジ賞賛指標」及び「チーム間助け合い指標」を独自のKPIとして設定しておりましたが、当連結会計年度における株式会社プログウォッチャーの完全子会社化を踏まえ、グループ全体での運用に適した方法を検討するため、当該サービスの利用を終了し、現在、運用方法の見直しを進めております。当連結会計年度においては、全社定例会における表彰を通じて互いの挑戦や貢献を称え合う機会を設けるとともに、組織間の相互理解を深めるための研修を実施しております。当該テーマに係る指標につきましては、これらの取組の浸透度を、定期的に行っている従業員コンディションサーベイにより測定することとし、子会社との組織統合の進捗を踏まえ、翌連結会計年度に改めて設定する予定です。なお、テーマ自体は引き続き重視しており、部門横断のプロジェクト運営等を通じて、部門を越えた協働を促進しています。

高い生産性と競争力のある報酬体系

社員一人ひとりを当社グループの最も重要な成長ドライバーと位置づけています。生産性は前年比で8.4%アップ、平均年間給与は4.5%アップを実現し、成果と処遇を連動させる仕組みを整えてまいりました。当連結会計年度より運用を開始したミッションシートを活用した人事評価制度により、目標設定とKPIの連動を通じて、さらなる透明性と納得感のある評価・処遇の実現に取り組んでいます。

当社グループは、次の重点課題として「生産性の向上により得られた成果を、従業員に還元する仕組みの整備」と設定しました。当連結会計年度に一人当たり生産性が前年比8.4%アップとなった成果を踏まえ、等級制度と報酬水準の対応関係の明確化に取り組んでいます。

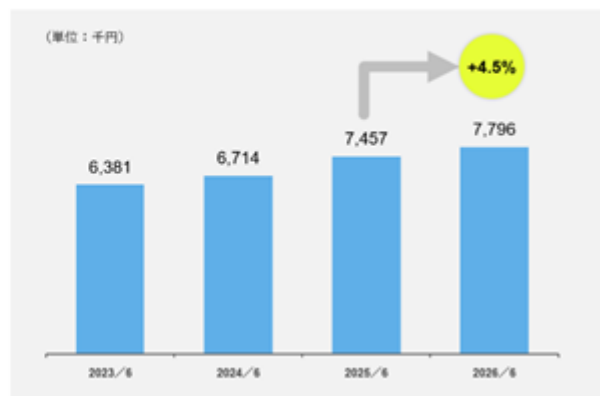
生産性



※生産性＝売上高÷従業員数（期首・期末平均）。※平均年間給与＝期末在籍者の給与月額×12＋通勤手当×12÷決算賞与。なお、表示範囲はuner ry単体。

平均年間給与

賞与・基本月賃金を含む



(3) リスク管理

当社グループは、当連結会計年度においても従業員数の増加が続き、組織の拡大とともに事業領域の多様化が進展しました。業務目的の不明確化やチーム間調整コストの増加による生産性の低下は引き続き重要なリスクであり、特に急速な人員拡大に伴い、個々人の達成感ややりがい、能力を発揮する機会が不足する可能性があります。

このリスクに対しては、ミッション・ビジョン・バリュー（MVV）の浸透施策や全社的なコミュニケーション強化を通じて従業員の一体感を高めるとともに、eNPS等の指標を活用して定期的に従業員の状態を把握しています。また、人事制度や配置の見直しを通じて、従業員が成長実感を得ながら高い生産性を維持できる職場環境を整備しています。

さらに、労働市場をめぐる変化により成長を支えるデータ人材の確保が困難になるリスクについても注視しています。当社グループは独自の採用・育成プログラムや生成AIを活用した学習支援を通じて、データ専門職の拡充および非専門職のデータ人材化を推進し、将来的な人材不足に備えてまいります。

(4) 経営戦略と人的資本戦略のクロスポイント強化

当社グループの人的資本戦略を持続的に推進するためには、個別施策を支える基盤の強化が不可欠です。その一環として、経営戦略と人的資本戦略のクロスポイントを明確化し、評価制度および人材獲得手段の両面において整備を進めております。

人事評価制度については、従来の「年間成果の振り返り」に基づく評価から、職種や役割ごとの期待と基準を明確化した仕組みへと刷新してまいりました。具体的には、年度初めに各メンバーが「ミッションシート」を作成し、KPI・プロセス・達成基準を明確に定めるとともに、期中・期末でその進捗を評価に反映する仕組みを導入しております。これにより、個々の成果をより公正に処遇へ反映するとともに、組織全体の戦略目標との一貫性を確保してまいります。

また、人的資本の獲得手段についても、新卒・中途採用に加え、M&Aを通じた人材獲得を進めており、当連結会計年度における株式会社プログウォッチャーの完全子会社化はその一環であります。経営戦略の実現に直結する専門性や多様性を確保するために、採用・育成と並行して基盤整備を進めることで、中期経営目標の達成に必要な事業成長と人材の確保、一人当たり生産性の向上及びグローバル展開を支える人的資本の成長を実現してまいります。

あわせて、子会社化を機に、2026年5月よりグループ横断のプロジェクトを立ち上げ、事業、組織及び制度の各領域における統合の検討を進めております。人的資本の観点からは、両社の人材が相互に理解を深め、それぞれの専門性を掛け合わせて成果を生み出せる状態を目指し、共通の目標設定と情報共有の仕組みづくりから着手しております。

(5) 指標及び目標

人的資本経営戦略においては、5つのテーマのうち、4つのテーマについて指標及び2026年6月末における状態目標を定義しておりました。当連結会計年度末が当該目標の期限にあたり、その進捗状況は以下のとおりであります。

「ミッション・ビジョン・バリュー（MVV）の浸透」においては、eNPSを中心指標とし、前事業年度末時点で30.7%に低下したスコアを、低下から上昇へ転じさせることを目標としておりました。当連結会計年度末の実績は39.0%となり、2期連続で低下する結果となりました。当該調査は株式会社ブログウォッチャーの完全子会社化の直後に実施したものであり、企業文化の異なる2社の統合直後の時期にあたることから、所属チーム内の関係性及び会社の方向性に対する納得感が推奨意向を左右する要因として強まったことを反映したものと分析しております。また、当連結会計年度の離職率は11.0%と前事業年度の18.1%から低下しており、事業運営の中核を担う人材の定着は維持されております。当社グループは、当該低下を統合初年度に特有のものと捉え、改善すべき要因を具体的に特定できたことを踏まえ、MVVの浸透施策及び全社的なコミュニケーション強化を通じて、従業員エンゲージメントの回復及び向上に取り組んでまいります。

「未来をつくる人材の継続的な確保・拡大」においては、データ専門職（エンジニア、データアナリスト、データサイエンティスト、マーケティングアナリストなど）比率60%以上、データ人材（業務においてビッグデータを分析・集計した実績のある社員）比率90%以上を中期の目標としておりました。当連結会計年度末の実績は、データ専門職比率63.2%と目標を達成しており、データ人材比率も前事業年度末の78.0%から80.2%へと2.2ポイント上昇し、目標に向けて着実に前進しており、全社的なデータ活用の裾野は着実に広がっております。引き続き、データ専門職の育成・プロフェッショナル化・AI活用に加え、全社データ基盤及び分析研修の活用を通じて、管理・企画部門を含めた非データ専門職のデータ人材化を推進し、目標の達成に向けた取組を進めてまいります。

「グローバル企業としてのダイバーシティ実現」においては、女性管理職比率30%超及び社員に占める外国籍社員の比率10%以上を中期の目標としておりました。当連結会計年度末の実績は、女性管理職比率18.5%（前事業年度末18.8%）、外国籍社員比率7.5%（同7.7%）であり、いずれも前事業年度末から横ばいで推移しております。当社グループは、管理職候補層の育成及び外国籍人材の計画的な採用を重点課題として設定し、採用・研修施策の強化と多様な人材が活躍できる職場環境の整備を通じて、目標の達成に向けた取組を推進しております。

「チャレンジを褒め称えるチームワーク」については、当連結会計年度においては、全社定例会における表彰及び組織間の相互理解を深める研修に取り組んでおり、当該テーマに係る指標につきましては、これらの取組の浸透度を、定期的に実施している従業員コンディションサーベイにより測定することとし、翌連結会計年度に改めて設定する予定であります。

「高い生産性と競争力のある報酬体系」に関しては、平均給与水準や一人当たり生産性を主要指標とし、前年比プラス成長を継続させることを目標としておりました。当連結会計年度においては、一人当たり生産性が前年比8.4%アップ、平均年間給与が同4.5%アップとなり、目標を達成しております。引き続き、ミッションシートを活用した人事評価制度の運用による透明性の強化を通じて、持続的に魅力ある報酬体系を実現してまいります。

なお、人的資本に関する指標及び目標につきましては、当面はこれまで用いてきた指標を継続して用いることとし、統合の進捗を踏まえ、翌連結会計年度において連結会社を対象とする指標及び目標に見直す予定であります。また、指標及び目標の設定にあたっては、経営戦略上の重要度、算定基盤の整備状況及び継続的な検証の可否を踏まえて選定することとしており、事業環境又は組織の変化により指標が経営の実態を適切に表さなくなった場合には、その理由を示したうえで見直すこととしております。

(参考) 人的資本に関する指標

項目			前事業年度 (自 2024年 7月 1日 至 2025年 6月30日)		当事業年度 (自 2025年 7月 1日 至 2026年 6月30日)	
従業員数（ 期末 ）			従業員数	91 名	106 名	
			役員を含む社員数	99 名	114 名	
流動性			採用数	35 名	28 名	
			退職者数	16 名	13 名	
			離職率	18.1 %	11.0 %	
ダイバーシティ	性別	男性（管理職）	81.3 %	81.5 %		
		女性（管理職）	18.8 %	18.5 %		
		男性（従業員・管理職除く）	67.1 %	67.5 %		
		女性（従業員・管理職除く）	32.9 %	32.5 %		
	男女賃金差異	全体	64.3 %	72.9 %		
		正規	66.1 %	71.9 %		
	年代	56-60歳	0.0 %	0.0 %		
		51-55歳	3.3 %	1.9 %		
		46-50歳	4.4 %	5.7 %		
		41-45歳	12.1 %	15.1 %		
		36-40歳	22.0 %	21.7 %		
		31-35歳	24.2 %	29.2 %		
		26-30歳	27.5 %	20.8 %		
		20-25歳	6.6 %	5.7 %		
	育児休業取得従業員比率	男性	- %	83.3 %		
		女性	100.0 %	- %		
	育児休業等の後の復職率・定着率		100.0 %	100.0 %		
	育児休業取得従業員数	男性	0 名	5 名		
		女性	1 名	0 名		
健康・安全			労働災害の発生件数・割合、死亡数等	0 件	0 件	
コンプライアンス			コンプライアンスや人権等の研修を受けた従業員割合	100.0 %	100.0 %	
			苦情の件数	0 件	0 件	
独自指標	ミッション・ビジョン・バリュー（MVV）の浸透 未来をつくる人材の継続的な確保・拡大	eNPS（職場に対する推奨度）	30.7 %	39.0 %		
		データ専門職比率 3	64.8 %	63.2 %		
		データ専門職人材比率 4	78.0 %	80.2 %		
		グローバル企業としてのダイバーシティ実現	外国籍比率	7.7 %	7.5 %	

- 1 男女賃金差異は、正規雇用労働者及びパート・有期雇用労働者を含む全労働者を対象とし、男性の平均年間賃金に対する女性の平均年間賃金の割合を記載しております。賃金には賞与及び基準外賃金を含みます。算定方法は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づいており、平均年間給与とは算定方法が異なります。
- 2 年齢は各事業年度末日現在の満年齢によっております。当事業年度より算定方法を変更しており、前事業年度の年代別構成比は当事業年度と同一の方法により再算定した数値を記載しております。
- 3 従業員数におけるデータ専門職（エンジニア、データアナリスト、データサイエンティスト、マーケティングアナリストなど）が占める比率
- 4 SQLなどを利用し、ビッグデータを分析・集計した実績のある従業員の比率
- 5 本表の指標は、提出会社を対象として算定しております。

3 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。また、発生する可能性が低く、当社グループとして必ずしも重要なリスクとして考えていない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項につきましては、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。当社グループはこれらのリスクの発生可能性を考慮した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生する可能性のあるすべてのリスクを網羅するものではありません。

当社グループは、リスクを適切に把握するため、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要 (g) リスク管理委員会」に記載しておりますリスク管理委員会を設置し、日常的にリスクの把握に努めております。

(1) 事業環境について

法的規制について（発現可能性 中、影響度 大）

当社グループは、人々の位置情報データを取得してAI解析することにより、マーケティングや社会課題解決の最適化を図っております。

位置情報データは、アプリケーションや各種Webサービス等において、許諾を得たユーザの端末より取得されております。取得されたデータは、生活を便利にするための情報発信、お得なクーポンや広告等の配信、市場調査や都市計画等のための統計データの作成、インフラの整備、災害時の対策等を目的として、国や地方自治体、研究機関や民間企業等において活用されております。

位置情報データは、基本的に、単体では特定の個人を識別することはできず、他の情報と容易に照合して特定の個人を識別することができない限りにおいては、個人情報保護法が定める「個人情報」には該当しません。一方、位置情報データは蓄積や利活用の方法によって、行動経路や滞在履歴が可視化されたり、特定の個人が識別されたりする可能性が高まる性質があります。当社グループは、複数の情報に基づきAIにて推定される属性や居住地、勤務地の情報は、実際にデータをご利用いただく際は、敢えて誤差（エリア単位の粒度とする等）をつけて利用いただくという配慮を行っております。また、当社グループは、一般社団法人LBMA Japan(注1)が、位置情報データの利活用に関する業界全体としての基準を定めた「位置情報関連ビジネスを展開する上での活用に関するガイドライン」に則した運用を実施するように努めるとともに、同法人が認定するLP（ロケーションプライバシー）マーク（注2）を取得しております。

しかしながら、個人情報保護委員会・公正取引委員会、他規制官庁から位置情報を利用した広告、位置情報データの分析用途に対する制限が行われた場合は、当社グループの収益機会に制約がかかる可能性があり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。なお、当該リスクが顕在化した場合に当社グループの経営成績及び財政状態の状況に与える影響につきましては、合理的に予見することが困難であるため、記載しておりません。

当社は、一般社団法人LBMA Japanに設立メンバーとして参画しており、業界に重要な影響を及ぼす規制動向を注視し、必要に応じて本事業者団体を通じて働きかけを行ってまいりたいと考えております。

- (注) 1 . LBMA(ロケーションベースドマーケティングアソシエーション 本部：カナダ President/Founder：Asif Khan)は、世界各地に支部を持ち、多数の企業会員を持つ世界的企業連合であり、ロケーションマーケティング・サービスに関する研究と教育、共同イノベーションの促進を目的とした国際的な非営利団体であり、一般社団法人LBMA Japanは、LBMAの日本支部であるとともに、日本国内における位置情報マーケティング、サービスを推進する非営利社団法人であります。
- 2 . 一般社団法人LBMA Japanが定める共通ガイドラインに準拠し、プライバシーに配慮した適切なガバナンスを行っていることを、客観的な審査により認められた組織に対して付与される認定制度

レピュテーションリスクについて（発現可能性 低、影響度 大）

当社グループは人々の位置情報データを、Bluetoothが有効となっているスマートフォンやタブレット等を通して、またはアプリケーションとの連携を前提として、合法かつ適切に取得、分析し、企業の広告配信や市場調査等に利活用しておりますが、一般のユーザにより、「データが取得されていることの不快感」をSNSやブログ等において指摘され、非難を受けるリスクがあります。位置情報取得・活用に関する悪いイメージが広がった場合、

位置情報データを利活用しようとする企業等が減少し、位置情報データを中心としたリアルタイムビッグデータを高精度にAI解析し、ソリューションを提供している当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。なお、当該リスクが顕在化した場合に当社グループの経営成績及び財政状態の状況に与える影響につきましては、合理的に予見することが困難であるため、記載しておりません。

当社グループは、当社グループの位置情報技術(SDK)(注)を各社のアプリケーションと連携させるにあたり、本アプリケーションをダウンロードするエンドユーザへの許諾プロセスを必ず導入することにより、データの取得・活用における透明性を図り、位置情報データ利用に関する否定的な風評が広まることのないように努めております。今後もプライバシー保護に配慮し、位置情報の取得に係るエンドユーザの理解を得られるよう努めていきます。

(注) SDK(ソフトウェア開発キット)とはアプリに組み込むプログラムをいいます。

競合との競争激化によるリスクについて(発現可能性 低、影響度 中)

位置情報を活用したマーケティング企業は増加傾向にあり、技術的な側面からみた参入障壁は、著しく高いものとは言えず、したがって、資金力、ブランド力を有する大手企業をはじめとする競合他社が参入し、今後類似サービスを提供する事業者の増加が予想されます。それにより、価格競争など市場競争が一層激化し、サービス価格の引き下げを強いられる、または市場シェアが低下するなどにより、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。あるいは、全く新しい発想や技術を活用した競合サービスが登場し、かつそれが市場に支持されることにより、当社グループサービスの相対的な優位性が低下した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。なお、これらのリスクが顕在化した場合に当社グループの経営成績及び財政状態の状況に与える影響につきましては、合理的に予見することが困難であるため、記載しておりません。

当社グループは、ネット・リアルの上を最適化するためのDXコンサルティング、CDP構築、モバイルアプリ開発、総合的な広告サービスを提供することで、業界最先端の事例創出を目指し、実験的取組みを実施し、新しい用途開発を行うことでサービス領域の拡大に努めるとともに、位置情報・関連リアルデータを活用したAIアルゴリズム・Ambient技術(注)開発に取り組み、業界での地位確立に努めております。

また、当社グループはショッパーみえーをはじめとしたSaaS製品を開発し、クライアントからの継続的な収益を確保することに注力しております。SaaS製品を入り口として広告やアプリ開発等その他の自社サービスの利用により解約率の低下に努めております。結果として、安定した収益体制を構築することで業績が低下するリスク低減を図ります。

(注) Ambient技術とは、数理統計・最適化理論に基づく汎用データ解析技術のことです。

位置情報提供ユーザの減少について(発現可能性 低、影響度 大)

当社グループは、ビーコン等IoTセンサーが発する信号をBluetooth接続されているスマートフォン等のデバイスがキャッチする仕組みにより位置情報を取得しておりますが、Apple, IncやGoogle LLCが、デバイスの位置情報の取得条件を厳しくするなどiOS/Androidの方針変更を行った場合、位置情報連携アプリの減少によりログ採取量が減少いたします。取得データの絶対量が減少することによりデータ解析精度が低下し、高精度にターゲットを選定した効果的な広告配信サービス等、ビッグデータ解析に基づくサービスが成り立たず、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。なお、当該リスクが顕在化した場合に当社グループの経営成績及び財政状態の状況に与える影響につきましては、合理的に予見することが困難であるため、記載しておりません。

当社グループは、常にApple, IncやGoogle LLCのルール変更の動向について情報収集、調査を行い、両社の変更に対して迅速に対応できる体制を整備しております。また、別の手段にて位置情報データを取得できるよう、リスク低減のための開発を進めております。

技術革新について(発現可能性 低、影響度 中)

当社グループが主として事業を展開しているIoT、AI分野は技術革新のスピードが非常に速いため、新技術による新製品開発、サービス開発、新市場の開拓に継続的に取り組んでおります。しかしながら、万一新技術等への対応に遅れが生じ、提供している技術が陳腐化する場合や、採用した新技術等が浸透しなかった場合、顧客ニーズの変化に適切に対応できず事業競争力が低下した場合、あるいは顧客ニーズに応えるために新技術及び新サービス開発に多額の資金が必要となった場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。ま

た、予測不能な外部環境の変化やニーズの読み違いにより、開発した新機能や新サービスが期待通りの成果を上げられない場合、当社グループの財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。なお、これらのリスクが顕在化した場合に当社グループの経営成績及び財政状態の状況に与える影響につきましては、合理的に予想することが困難であるため、記載しておりません。

当社グループは、最新の技術や顧客ニーズを全社的に収集、共有する仕組みを構築しており、優秀な人材の確保や教育によるマーケティングや技術開発のノウハウの蓄積等に積極的に取り組み、技術革新や顧客ニーズの変化に迅速に対応できるよう努めております。

新規事業について（発現可能性 中、影響度 中）

当社グループは、今後も事業規模の拡大及び収益基盤の強化のため、新サービスもしくは新規事業の展開に積極的に取り組んでまいりますが、これにより、人材の採用やシステム開発等の追加的な投資が発生し、安定的な収益を生み出すには時間を要することがあります。また、新サービス、新規事業の展開が当初の計画どおりに進まない場合には、投資を回収できなくなる可能性があること、新サービス、新規事業の内容によっては固有のリスク要因が加わる可能性や、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。なお、これらのリスクが顕在化した場合に当社グループの経営成績及び財政状態の状況に与える影響につきましては、合理的に予想することが困難であるため、記載しておりません。

海外市場について（発現可能性 中、影響度 中）

当社グループは、事業拡大戦略の一環として、海外展開を行っております。進出にあたっては、現地の市場動向や関連法令の有無・内容等に関する調査を行い、慎重な判断を行っておりますが、今後、予期しない法規制の変更、政情不安等による社会的混乱等のリスクが顕在化し、当初の計画どおりに事業展開が進展しなかった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。なお、当該リスクが顕在化した場合に当社グループの経営成績及び財政状態の状況に与える影響につきましては、合理的に予想することが困難であるため、記載しておりません。

営業利益の季節偏重（発現可能性 高、影響度 小）

当社グループの売上高は、下表のように、分析・可視化サービスが第3四半期（1月から3月）に偏重する傾向があります。一方で、原価における固定的な費用と販売費及び一般管理費は定常的に発生することから、営業利益については同四半期において最も高くなる傾向があります。なお、第11期（2026年6月期）における当社グループの四半期の売上高、営業利益の推移は以下のとおりです。

（千円）

	第1四半期 (7月～9月)	第2四半期 (10月～12月)	第3四半期 (1月～3月)	第4四半期 (4月～6月)	通期
売上高	1,008,986	1,155,356	1,530,794	1,184,405	4,879,542
内、分析・可視化サービス	307,069	305,840	624,642	276,558	1,514,110
分析・可視化サービスの四 半期構成比（％）	20.3	20.2	41.3	18.3	100.0
営業利益	3,618	65,895	331,653	30,660	424,591

(2) 事業運営について

知的財産権侵害について（発現可能性 低、影響度 中）

当社グループが行う位置情報・関連リアルデータを活用したAIアルゴリズム・Ambient技術開発においては、特許や著作権等の知的財産権の確保が事業遂行上重要な事項であり、独自の技術・ノウハウ等の保護・保全や第三者の知的財産権を侵害しないよう十分な注意を払っておりますが、今後、当社グループ事業分野における第三者の特許等が成立した場合、また当該事業分野において認識していない特許等が既に成立している場合、第三者より損害賠償及び使用差止め等の訴えを起こされる可能性及び特許に関する対価(ロイヤリティ)の支払等が発生する可能性があります。この結果、当社グループの財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、当該リスク

が顕在化した場合に当社グループの経営成績及び財政状態の状況に与える影響につきましては、合理的に予想することが困難であるため、記載しておりません。

当社グループは、技術開発の段階において、他社の知的財産権の侵害状況について特許事務所に調査を依頼する等、細心の注意を払っております。

品質低下について（発現可能性 低、影響度 小）

当社グループは、取得・分析するデータボリュームの低下や対応要員のひっ迫等により、広告の運用、分析レポート、アプリ開発など様々なデリバリーにおいて品質低下を招くことがないよう、デリバリープロセスにおける役割の明確化、標準化、分散化を図っております。しかしながら、不測の事態等やむを得ない状況により品質低下を招いてしまった場合は、顧客からの信頼を失い、結果として当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。なお、当該リスクが顕在化した場合に当社グループの経営成績及び財政状態の状況に与える影響につきましては、合理的に予想することが困難であるため、記載しておりません。

システムトラブルについて（発現可能性 低、影響度 大）

当社グループは、コンピューターシステムの管理に細心の注意を払い、システム障害等のトラブルが発生することのないよう運営にあたっており、万一トラブルが発生した場合においても短時間で復旧できる体制を整えております。しかしながら、システムへのアクセス急増等一時的な過負荷や電力供給の停止、当社グループソフトウェアの不具合、コンピューターウィルスや外部からの不正な手段によるコンピューターへの侵入、自然災害、事故等、当社グループの予測不可能な様々な要因によってコンピューターシステムがダウンした場合、当社グループの事業活動に支障をきたし、その結果、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、ヒューマンエラーその他予期しない要因により、情報漏洩や受託開発アプリの不具合が発生した場合、当社グループの経営成績及び業績に影響を与える可能性があります。なお、これらのリスクが顕在化した場合に当社グループの経営成績及び財政状態の状況に与える影響につきましては、合理的に予想することが困難であるため、記載しておりません。

当社グループは、過負荷に対応するため、年1回程度、システムの基本設計を見直し、負荷キャパシティの改善を図っております。また、不測の事態が発生するおそれのある場合、または発生した場合には、情報セキュリティ統括責任者の指示のもと、迅速に対応いたします。

外部委託について（発現可能性 低、影響度 小）

当社グループでは、一部のシステム開発等の業務において外部委託を利用しております。外部委託先の分散によりリスクの低減を図っておりますが、必要に応じた外部委託先の確保が十分にできない場合や、当社グループの外部委託先管理の不備または外部委託先における何らかの問題等に起因して、納期遅延または不具合等が発生した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。なお、当該リスクが顕在化する可能性、顕在化した場合に当社グループの経営成績及び財政状態の状況に与える影響につきましては、合理的に予想することが困難であるため、記載しておりません。

提携・協力関係について（発現可能性 低、影響度 中）

当社グループは“未来を創る”テクノロジーベンチャーとして、データの分析精度向上や活用領域の拡大に力を入れ、AI・IoT等のデジタルテクノロジーを活用し、ビジネスの変革・新たな価値創造を推進するために、ビジネスパートナーと様々な提携・協力を行っており、それらを通じて製品やサービスの開発、販売・サービス体制の整備・拡充の展開を図っております。本書提出日現在においてビジネスパートナーとは具体的な事例創出にむけた事業基盤の強化、効率的な経営の実現に向けて、広範な提携関係を構築しており、マネジメント同士の定期的な意見交換や提携先の拡充により、リスクの低減を図っております。

期待する効果が得られない場合や何らかの事情により提携・協力関係が解消された場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、当該リスクが顕在化した場合に当社グループの経営成績及び財政状態の状況に与える影響につきましては、合理的に予想することが困難であるため、記載しておりません。

不適切な広告配信について（発現可能性 低、影響度 小）

当社グループは、顧客に提供する価値を担保するために、当社グループのクライアントが配信する広告に係る品質管理の徹底が重要な課題であると認識しております。これらの広告は、不当景品類及び不当表示防止法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の各種法令により一定の制約が掛けられて

おり、当社グループでは、これらの法令に抵触することがないように、広告内容の適法性の確保に努めております。しかしながら、何らかの要因によってこれらの対応に不備が生じた場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。なお、これらのリスクが顕在化した場合に当社グループの経営成績及び財政状態の状況に与える影響につきましては、合理的に予見することが困難であるため、記載しておりません。

システム開発における採算性の低下リスクについて（発現可能性 低、影響度 小）

当社グループサービスにおけるシステム開発は、仕様や業務内容がお客様の要求に基づき定められ、プロジェクト単位で遂行されております。契約ごとの個別性が高く、お客様要望の高度化、案件の複雑化や完成までの事業環境の変化等によって、受注時に採算性が見込まれる案件であっても、作業工数の増加により採算が確保できない可能性があります。特に、新規のお客様や新規の業務分野の受注においては、受注時の想定以上に作業が発生することがあります。

当該リスクに対応するため、遂行管理においては、注視すべきプロジェクトに対する定期的なモニタリングを実施しております。

M&A及びのれんの減損について（発現可能性 低、影響度 大）

当社グループは、2026年5月に株式会社プログウォッチャーの全株式を取得し、連結子会社といたしました。本取得に伴い、連結貸借対照表にのれん等を計上しております。

当社グループでは、両社合同の体制の下でPMIを着実に推進しておりますが、統合が計画どおりに進捗しない場合や、事業環境の変化等により同社の事業が計画を大きく下回って推移した場合には、のれん等の減損損失が発生し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、当該リスクが顕在化した場合に当社グループの経営成績及び財政状態の状況に与える影響につきましては、合理的に予見することが困難であるため、記載しておりません。

(3) 組織体制について

特定人物への依存について（発現可能性 低、影響度 小）

当社代表取締役社長である内山 英俊は、当社の創業者であり、当社の事業展開において事業戦略の策定や、業界における人脈の活用等、極めて重要な役割を担っております。

当社は、内山 英俊に過度に依存しない経営管理体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により内山 英俊が当社の経営に携わることが困難となった場合、当社の事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。なお、当該リスクが顕在化した場合に当社グループの経営成績及び財政状態の状況に与える影響につきましては、合理的に予見することが困難であるため、記載しておりません。

グループ経営管理体制について（発現可能性 低、影響度 中）

当社グループは、2026年5月の株式会社プログウォッチャーの完全子会社化に伴い、当連結会計年度より連結経営に移行しております。これに伴い、グループ経営に係る規程・業務プロセスの整備、リスク管理委員会等を通じたグループ横断のリスク管理、内部監査による検証及び管理部門の人員強化など、事業規模の拡大に応じた経営管理体制の強化を推進しております。

しかしながら、事業の拡大及びグループ化の進展に対して体制の強化が追いつかない場合には、業務運営に支障が生じ、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。なお、当該リスクが顕在化した場合に当社グループの経営成績及び財政状態の状況に与える影響につきましては、合理的に予見することが困難であるため、記載しておりません。

人材の確保と育成について（発現可能性 低、影響度 中）

事業の継続、発展、成長のためには、高い専門性を備えた人材(営業職、技術職その他)の採用、育成、維持が最も重要な経営課題の一つであると認識しております。当社グループが事業を展開している情報サービス産業においては、継続的に人材の獲得競争があり、人材も不足傾向にあります。当社グループは、人的資本戦略を推進し、優秀な人材の確保と育成に力を入れております。しかしながら、大量の人員または重要な役職員が流出した場合、あるいは、当社グループの社風にあった適格な人材を十分に採用、育成、維持できない場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、当該リスクが顕在化した場合に当社グループの経営成績及び財政状態の状況に与える影響につきましては、合理的に予見することが困難であるため、

記載しておりません。

(4) その他

社歴が浅いことによる業績の不確実性について（発現可能性 低、影響度 小）

当社は2015年8月に設立された社歴の浅い会社であります。当社は現在成長過程にあると認識しており、今後とも当社の成長のための投資が必要となり、一時的に損益が悪化する可能性があります。

当該状況についての分析・検討内容及び解消・改善するための対応策については、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであり、当社の属するIT業界を取り巻く環境はスピードが速く流動的であるため、当社における経営計画の策定には不確定事象を含まざるを得ない状況にあります。当社は今後もIR活動などを通じて経営状態を積極的に開示していく方針であります。過年度の経営成績のみでは、今後の当社の業績や成長性を判断するためには不十分である可能性があります。なお、当該リスクが顕在化した場合に当社の経営成績及び財政状態の状況に与える影響につきましては、合理的に予見することが困難であるため、記載しておりません。

配当政策について

株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しておりますが、当社は成長過程にあるため、人材確保・育成、サービス強化のための投資、営業強化のための広告宣伝や販売促進、その他成長投資に対して迅速に対応することが重要であると考えております。そのため、現在まで配当を実施しておらず、今後においても当面はこれら成長投資に備え、内部留保の充実を図る方針であります。

将来的には、財政状態及び経営成績、事業展開に備える内部留保とのバランスを勘案し、株主への利益還元を検討してまいりますが、配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点において未定であります。

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について（発現可能性 高、影響度 小）

当社は、当社の役員、従業員及び社外協力者に対して、ストック・オプションとして新株予約権を付与しております。また、今後においてもストック・オプション制度を活用していくことを検討しており、これらの新株予約権が権利行使された場合、当社の株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。なお、当該リスクが顕在化した場合に当社の経営成績及び財政状態の状況に与える影響につきましては、合理的に予見することが困難であるため、記載しておりません。本書提出日現在における新株予約権による潜在株式数は210,000株であり、発行済株式総数3,777,950株の5.6%に相当します。

当社株式の流動性について（発現可能性 低、影響度 中）

当社は、当社株式の流動性の確保に努めることとしておりますが、取引所の定める流通株式比率は当事業年度末時点において33.3%であります。今後は、当社の事業計画に沿った成長資金としての公募増資による調達、ストック・オプションの行使による流通株式数の増加分を勘案し、これらの組み合わせにより、流動性の向上を図っていく方針ではありますが、何らかの事情により上場時よりも流動性が大きく低下する場合には、当社株式の市場における売買が停滞する可能性があり、それにより当社株式の需給関係にも悪影響を及ぼす可能性があります。

訴訟等について（発現可能性 低、影響度 中）

当社グループは、本書提出日現在、損害賠償を請求されている事実や訴訟を提起されている事実はありません。また、当社グループは、法令違反となるような行為を防止するための内部管理体制を構築するとともに、取引先、従業員その他第三者との関係において、訴訟リスクを低減するよう努めております。しかしながら、システム障害によりサービスが停止した場合、当社グループの開発したソフトウェアに不具合が生じた場合、開発が予定どおり進捗しなかった場合、知的財産権の侵害等の予期せぬトラブルが発生した場合、取引先等との関係に何らかの問題が生じた場合、これらに起因する損害賠償を請求される、あるいは訴訟を提起されるリスクがあります。かかる損害賠償の金額、訴訟の内容及び結果によっては、当社グループの社会的信用、財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。なお、当該リスクが顕在化した場合に当社グループの経営成績及び財政状態の状況に与える影響につきましては、合理的に予見することが困難であるため、記載しておりません。

自然災害について（発現可能性 低、影響度 大）

当社グループは、安定的なサービスの提供を維持するため、地震、落雷、火災等の災害に対して十分な耐性を有すると判断されるビルにオフィスを構えるとともに、全社在宅勤務に対応した業務プロセス、ルールを確立しておりますが、想定を超える自然災害等の発生により、サーバー等に保存する情報が消失する等、当社グループサービスの提供維持が困難な事態が生じた場合、事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。なお、当該リスクが顕在化した場合に当社グループの経営成績及び財政状態の状況に与える影響につきましては、合理的に予測することが困難であるため、記載しておりません。

パンデミックについて（発現可能性 低、影響度 小）

当社グループでは、感染症拡大防止を目的とした企業及び消費者への活動自粛要請が長期に亘って続いた場合には、新規営業の遅延や既存顧客の業績不振による解約等、業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループ内における感染者や重篤者の発生等によって、事業活動の停止を余儀なくされる場合には、業績へ影響を及ぼすことになります。なお、これらのリスクが顕在化した場合に当社グループの経営成績及び財政状態の状況に与える影響につきましては、合理的に予測することが困難であるため、記載しておりません。

当社グループでは、これらのリスクに対応するため、全社在宅勤務に対応した業務プロセス、ルールを確立し、事業及び営業活動の継続に取り組んでおります。また、社内における感染予防や拡大防止に対して適切な管理体制の構築に努めています。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループは、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度との比較・分析の記載はしておりません。

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という。)の状況の概要並びに経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、景気の緩やかな回復が続く一方、物価上昇の継続や中東情勢、金融資本市場の変動などにより、依然として景気の先行きは不透明な状況が続いております。

このような経営環境の中、当社グループはミッションである「心地よい未来を、データとつくる。」の実現に向け、リアル行動データプラットフォーム「Beacon Bank®」の機能強化や、他社との協業を推進するとともに、M&Aによる事業基盤の強化に取り組んでまいりました。

当連結会計年度のプロダクト関連の取り組みとして、「Beacon Bank for 00H」の提供を開始したほか、ソニーマーケティング株式会社のエッジAIソリューションとの連携による店頭メディア計測ソリューションの提供を開始するなど、リアル行動データプラットフォーム「Beacon Bank®」の機能・サービス拡充を進めました。

アライアンス面では、株式会社Paykeとの連携によるインバウンドマーケティング支援の強化や、株式会社東急エージェンシー及び三菱食品株式会社との連携による00H広告の購買効果可視化サービスの提供を開始するなど、パートナー企業との協業を推進し、提供価値の拡大に取り組みました。

自治体との取組みとしては、愛知県が推進する「あいちデジタルアイランドプロジェクト推進事業（データ活用事業）」の実施事業者として選定され、人流ビッグデータと決済データ等を活用した大規模イベントの消費波及効果の分析を通じて、地域事業者の意思決定を支援する取組みを開始しました。

また、2026年5月1日付で株式会社ブログウォッチャーを子会社化し、顧客基盤やデータ・プロダクト基盤、並びに組織・人材などの事業基盤の強化に取り組んでまいりました。これらの取り組みを踏まえ、更なるグループ経営の効率化及び企業価値の向上を目的として、吸収合併による経営統合に向けた検討を開始することを決定いたしました。詳細につきましては、2026年8月13日公表の「完全子会社の吸収合併に関する検討開始のお知らせ」をご参照ください。

以上の取り組みの結果、当連結会計年度の業績は、売上高は4,879,542千円、営業利益は424,591千円、経常利益は432,920千円、親会社株主に帰属する当期純利益330,138千円、リカーリング顧客売上高4,415,940千円、リカーリング顧客売上高比率90.5%、リカーリング顧客数176社、リカーリング顧客平均売上高25,090千円、

NRR120.0%となりました。

なお、当社グループはBeacon Bank事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

財政状態の状況

当連結会計年度末における財政状態については次のとおりであります。

(資産)

当連結会計年度末における資産合計は、4,188,155千円となりました。流動資産は3,283,977千円であり、主な内訳は、現金及び預金2,301,594千円、売掛金及び契約資産812,829千円、棚卸資産35,581千円であります。固定資産合計は、904,177千円となりました。無形固定資産は620,638千円であり、主な内訳は、のれん497,003千円、ソフトウェア仮勘定115,737千円であります。投資その他の資産は283,538千円であり、主な内訳は、繰延税金資産164,775千円、投資有価証券50,000千円であります。

(負債)

当連結会計年度末における負債合計は、1,822,349千円となりました。流動負債は1,234,849千円であり、主な内訳は、買掛金591,636千円、1年内返済予定の長期借入金150,000千円、未払法人税等80,912千円、契約負債76,981千円であります。固定負債は、長期借入金587,500千円であります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産合計は、2,365,805千円となりました。主な内訳は、資本金49,269千円、資本剰余金1,433,301千円、利益剰余金883,153千円であります。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、現金及び現金同等物に係る換算差額155千円の資金増を含めた結果、2,301,594千円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により得られた資金は327,743千円となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益の計上432,920千円、仕入債務の増加220,445千円による資金の増加があったものの、売上債権及び契約資産の増加122,530千円、契約負債の減少19,158千円、法人税等の支払額131,274千円による資金の減少が生じたことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動に使用した資金は599,341千円となりました。これは、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出434,044千円、無形固定資産の取得による支出113,025千円、敷金及び保証金の差入による支出52,272千円による資金の減少が生じたことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により得られた資金は741,519千円となりました。これは主に、長期借入れによる収入750,000千円、新株予約権の行使による自己株式の処分による収入3,582千円があったものの、長期借入金の返済による支出12,500千円が生じたことによるものであります。

生産、受注及び販売の実績

当社グループはBeacon Bank事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は行っておりません。

a. 生産実績

生産に該当する事項がないため、記載を省略しております。

b. 受注実績

受注生産を行っていないため、記載を省略しております。

c. 販売の実績

販売実績は次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(千円)	前年同期比(%)
Beacon Bank事業	4,879,542	-
合計	4,879,542	-

(注) 1. 当社グループは、当連結会計年度が連結初年度であるため、前期との比較は行っておりません。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。なお、主な相手先別の販売実績のうち、当該販売実績の総販売実績に対する割合が10%未満の相手先につきましては記載を省略しております。

相手先	当連結会計年度 (自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)	
	金額(千円)	割合(%)
株式会社ジョイフル	636,334	13.0

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、提出日現在において判断したものであります。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容については、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 経営成績の状況」に含めて記載しております。

キャッシュ・フローの分析

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因については、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成には、経営者に依る会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りを行うにあたり、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる結果をもたらす場合があります。詳細は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」をご参照ください。また、会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載しております。

資金需要及び資金調達方法に係る情報

当社グループの資金需要は、主に運転資金であり、運転資金需要のうち主なものは、人件費及び業務委託費等であり、これらに必要な資金は自己資金、金融機関からの借入及びエクイティファイナンス等で資金調達していくことを基本方針としております。なお、これらの資金調達方法の優先順位等に特段方針はなく、資金需要の額や用途に合わせて最適な方法による資金調達を行う予定であります。

経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標」をご参照ください。

い。

経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」をご参照ください。

経営者の問題認識と今後の方針について

経営者の問題認識と今後の方針については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」をご参照ください。

5 【重要な契約等】

当社は、2026年2月6日開催の取締役会において、当社が株式会社プログウォッチャーの株式を取得し、完全子会社化すること（以下「本株式取得」）を決議し、当該決議に基づき株式会社リクルート及び株式会社電通グループと株式譲渡契約を締結いたしました。

なお、本株式取得は2026年5月1日を効力発生日として、手続きを完了しております。

詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（企業結合等関係）」に記載のとおりであります。

6 【研究開発活動】

当社グループは、企業のマーケティング課題や自治体等の社会的課題を、実世界での生活者行動データとインターネット上のデジタル行動データ等を融合した環境知能インフラの活用によって解決するべく、社内データサイエンティストを中心に生活者行動ビッグデータの分析精度を向上させるための環境知能AIの研究に取り組んでおります。これらの継続的な研究開発は、将来の成長エンジンになる新たなソリューションサービスの推進だけでなく、ユーザーのUI/UXの向上や自社内における業務効率化等につながっております。これらの結果、当連結会計年度における研究開発費の総額は23,395千円であります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度において、当社グループは生活者行動データプラットフォーム「Beacon Bank®」の機能追加・性能向上を目的としたソフトウェアの開発を行いました。設備投資の総額は115,737千円であります。

なお、当社グループはBeacon Bank事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

当社はBeacon Bank事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2026年6月30日現在

事務所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (名)
		ソフトウェア	ソフトウェア 仮勘定	合計	
本社 (東京都千代田区)	本社機能	7,170	115,737	122,908	106

(注) 当社は物件を賃借しており、賃借物件の年間賃借料は以下のとおりであります。

2026年6月30日現在

事務所名 (所在地)	設備の内容	年間賃借料(千円)
本社(東京都千代田区)	本社機能	58,583

(注) 2026年5月に本社を移転しており、年間賃借料には移転前の賃借料を含めて記載しております。

(2) 国内子会社

重要性がないため記載を省略しております。

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	14,000,000
計	14,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2026年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2026年9月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	3,777,950	3,777,950	東京証券取引所 グロース市場	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式であ り、単元株式数は100株であ ります。
計	3,777,950	3,777,950	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、2026年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

第1回新株予約権

決議年月日	2018年6月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社使用人 1(注1)
新株予約権の数(個)	12(注2)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 4,800(注2)(注9)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	91(注3)(注9)
新株予約権の行使期間	2018年6月29日～2028年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 93 資本組入額 46.5(注5)(注9)
新株予約権の行使の条件	(注4)(注6)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 また、上記にかかわらず、本新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることができないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注7)

当事業年度の末日(2026年6月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2026年8月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 付与対象者の当社使用人1名は提出日の前月末(2026年8月31日)現在、当社取締役となっております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、400株とする。

当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。

- (a) 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。)
- (b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(ただし、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)
- (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき。
- (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、各事業年度末日を基準日としてDCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額を下回ったとき(ただし、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が株式評価機関と協議の上本項への該当を判断するものとする。)

新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社の代表取締役(取締役会が設置された場合は取締役会)が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、当社の代表取締役(取締役会が設置された場合は取締役会)が認めた場合にはこの限りではない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 権利喪失事由

新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当した場合、本新株予約権に係る権利行使請求権を喪失する。

禁錮以上の刑に処せられた場合

当社の就業規則に定める懲戒処分を受けた場合

当社の書面による承諾を事前に得ることなく当社の同業他社の役職員に就いた場合

書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨申し出た場合

在任・在職中に故意または過失により過去及び将来にわたり当社に損害を与え、もしくは信用を毀損したと当社の取締役会が認めた場合

7. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2.に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行の条件等を勘案のうえ、前記(注)3.で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上表の新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

前記(注)4.に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記(注)5.に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

後記(注)8.に準じて決定する。

8. 新株予約権の取得事由

新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

9. 2020年1月8日開催の取締役会決議(書面決議)に基づき、2020年2月11日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。また、2022年5月6日開催の取締役会決議に基づき、2022年5月22日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)」、「新株予約権の行使時の払込金額(円)」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)」が調整されております。

第2回新株予約権

決議年月日	2018年6月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社社外協力者 2(注1)
新株予約権の数(個)	10(注2)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 4,000(注2)(注9)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	91(注3)(注9)
新株予約権の行使期間	2018年6月29日～2028年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 93 資本組入額 46.5(注5)(注9)
新株予約権の行使の条件	(注4)(注6)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 また、上記にかかわらず、本新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることができないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注7)

当事業年度の末日(2026年6月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2026年8月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 付与対象者の当社社外協力者2名のうち1名は、提出日の前月末(2026年8月31日)現在、当社取締役となっております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、400株とする。

当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。

- (a) 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。)
- (b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(ただし、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)
- (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき。
- (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、各事業年度末日を基準日としてDCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額を下回ったとき(ただし、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が株式評価機関と協議の上本項への該当を判断するものとする。)

新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社及び関連会社の取締役、監査役及び使用人、並びに顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社または当社の子会社及び関連会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係があることを必要とする。ただし、当社の代表取締役(取締役会が設置された場合は取締役会)が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。ただし、当社の代表取締役(取締役会が設置された場合は取締役会)が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 権利喪失事由

新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当した場合、本新株予約権に係る権利行使請求権を喪失する。

禁錮以上の刑に処せられた場合

当社の書面による承諾を事前に得ることなく当社の同業他社の役職員に就いた場合

書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨申し出た場合

在任・在職中に故意または過失により過去及び将来にわたり当社に損害を与え、もしくは信用を毀損したと当社の取締役会が認めた場合

7. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2.に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行の条件等を勘案のうえ、前記(注)3.で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上表の新株予約権行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

前記(注)4.に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記(注)5.に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

後記(注)8.に準じて決定する。

8. 新株予約権の取得事由

新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

9. 2020年1月8日開催の取締役会決議(書面決議)に基づき、2020年2月11日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。また、2022年5月6日開催の取締役会決議に基づき、2022年5月22日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)」、「新株予約権の行使時の払込金額(円)」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)」が調整されております。

第3回新株予約権

決議年月日	2018年6月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社使用人 5
新株予約権の数(個)	12 (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 4,800 (注1)(注9)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	91 (注2)(注9)
新株予約権の行使期間	2020年6月29日～2028年6月28日 (注3)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 91 資本組入額 45.5 (注5)(注9)
新株予約権の行使の条件	(注3)(注4)(注6)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 また、上記にかかわらず、本新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることができないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注7)

当事業年度の末日(2026年6月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2026年8月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、400株とする。

当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使制限等

新株予約権者は本新株予約権の行使に関し、後記「4. 新株予約権の行使の条件」に定める行使条件に加え、次の各号の制限を受けるものとする。

上記新株予約権の行使期間にかかわらず、割当新株予約権の行使は権利行使可能期間のうち、付与決議の日後2年を経過した日から付与決議の日後10年を経過する日までの期間内に行わなければならないものとする。なお、本契約において付与決議とは、割当新株予約権にかかる会社法第238条第2項の決議(同法第239条第1項の決議による委任に基づく同項に規定する募集事項の決定及び同法第240条第1項の規定による取締役会の決議を含む。)を意味するものとする。

新株予約権(当社が新株予約権者に対して付与する租税特別措置法第29条の2の規定を受ける他の新株予約権を含む)の行使に係る行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超えないこと。

権利行使により取得した当社の普通株式は、当社が別途指定する証券会社に開設される新株予約権者名義の振替口座簿への記載もしくは記録がされること。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社の代表取締役(取締役会が設置された場合は取締役会)が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。ただし、当社の取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 権利喪失事由

新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当した場合、本新株予約権に係る権利行使請求権を喪失する。

禁錮以上の刑に処せられた場合

当社の就業規則に定める懲戒処分を受けた場合

当社の書面による承諾を事前 to 得ることなく当社の同業他社の役職員に就いた場合

書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨申し出た場合

在任・在職中に故意または過失により過去及び将来にわたり当社に損害を与え、もしくは信用を毀損したと当社の取締役会が認めた場合

7. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行の条件等を勘案のうえ、前記(注)2.で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上表の新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

前記(注)4.に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記(注)5.に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

後記(注)8.に準じて決定する。

8. 新株予約権の取得事由

新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

9. 2020年1月8日開催の取締役会決議(書面決議)に基づき、2020年2月11日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。また、2022年5月6日開催の取締役会決議に基づき、2022年5月22日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)」、「新株予約権の行使時の払込金額(円)」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)」が調整されております。

第4回新株予約権

決議年月日	2020年4月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1
新株予約権の数(個)	3,000 (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 120,000 (注1)(注8)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	503 (注2)(注8)
新株予約権の行使期間	2020年4月15日～2030年4月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 519 資本組入額 259.5 (注4)(注8)
新株予約権の行使の条件	(注3)(注5)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 また、上記にかかわらず、本新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることができないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注6)

当事業年度の末日(2026年6月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2026年8月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、40株とする。

当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。

- (a) 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。)
- (b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(ただし、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)
- (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき。
- (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、各事業年度末日を基準日としてDCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額を下回ったとき(ただし、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が株式評価機関と協議の上本項への該当を判断するものとする。)

新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社の取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 権利喪失事由

新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当した場合、本新株予約権に係る権利行使請求権を喪失する。

禁錮以上の刑に処せられた場合

当社の就業規則に定める懲戒処分を受けた場合

当社の書面による承諾を事前 to 得ることなく当社の同業他社の役職員に就いた場合

書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨申し出た場合

在任・在職中に故意または過失により過去及び将来にわたり当社に損害を与え、もしくは信用を毀損したと当社の取締役会が認めた場合

6. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行の条件等を勘案のうえ、前記(注)2.で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上表の新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

前記(注)3.に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記(注)4.に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

後記(注)7.に準じて決定する。

7. 新株予約権の取得事由

新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

8. 2022年5月6日開催の取締役会決議に基づき、2022年5月22日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)」、「新株予約権の行使時の払込金額(円)」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)」が調整されております。

第5回新株予約権

決議年月日	2020年4月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社社外協力者 4
新株予約権の数(個)	100 (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 4,000 (注1)(注8)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	503 (注2)(注8)
新株予約権の行使期間	2020年4月15日～2030年4月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 519 資本組入額 259.5 (注4)(注8)
新株予約権の行使の条件	(注3)(注5)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 また、上記にかかわらず、本新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることができないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注6)

当事業年度の末日(2026年6月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2026年8月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、40株とする。

当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。

- (a) 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。)
- (b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(ただし、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)
- (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき。
- (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、各事業年度末日を基準日としてDCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額を下回ったとき(ただし、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の代表取締役(取締役会が設置された場合は取締役会)が株式評価機関と協議の上本項への該当を判断するものとする。)

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社の子会社及び関連会社の取締役、監査役及び使用人、並びに顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社または当社の子会社及び関連会社との間で委任、請負等の継続的な取引関係があることを必要とする。ただし、当社の取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。ただし、当社の取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 権利喪失事由

新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当した場合、本新株予約権に係る権利行使請求権を喪失する。

禁錮以上の刑に処せられた場合

当社の書面による承諾を事前に得ることなく当社の同業他社の役職員に就いた場合

書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨申し出た場合

在任・在職中に故意または過失により過去及び将来にわたり当社に損害を与え、もしくは信用を毀損したと当社の取締役会が認めた場合

6. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1.に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行の条件等を勘案のうえ、前記(注)2.で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上表の新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

前記(注)3.に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記(注)4.に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

後記(注)7.に準じて決定する。

7. 新株予約権の取得事由

新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

8. 2022年5月6日開催の取締役会決議に基づき、2022年5月22日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)」、「新株予約権の行使時の払込金額(円)」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)」が調整されております。

第6回新株予約権

決議年月日	2020年4月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社使用人 17(注1)
新株予約権の数(個)	1,220 (注1)(注2)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 48,800 (注1)(注2)(注10)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	503 (注3)(注10)
新株予約権の行使期間	2022年4月15日～2030年4月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 503 資本組入額 251.5 (注6)(注10)
新株予約権の行使の条件	(注4)(注5)(注7)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 また、上記にかかわらず、本新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることができないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注8)

当事業年度の末日(2026年6月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2026年8月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 付与対象者の当社使用人17名のうち1名(新株予約権の数30個)は、退職により資格を喪失しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、40株とする。

当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社の代表取締役(取締役会が設置された場合は取締役会)が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。ただし、当社の取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

5. 新株予約権の行使制限等

新株予約権者は本新株予約権の行使に関し、後記「5. 新株予約権の行使の条件」に定める行使条件に加

え、次の各号の制限を受けるものとする。

上記新株予約権の行使期間にかかわらず、割当新株予約権の行使は権利行使可能期間のうち、付与決議の日後2年を経過した日から付与決議の日後10年を経過する日までの期間内に行わなければならないものとする。なお、本契約において付与決議とは、割当新株予約権にかかる会社法第238条第2項の決議(同法第239条第1項の決議による委任に基づく同項に規定する募集事項の決定及び同法第240条第1項の規定による取締役会の決議を含む。)を意味するものとする。

新株予約権(当社が新株予約権者に対して付与する租税特別措置法第29条の2の規定を受ける他の新株予約権を含む)の行使に係る行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超えないこと。

権利行使により取得した当社の普通株式は、当社が別途指定する証券会社に開設される新株予約権者名義の振替口座簿への記載もしくは記録がされること。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 権利喪失事由

新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当した場合、本新株予約権に係る権利行使請求権を喪失する。

禁錮以上の刑に処せられた場合

当社の就業規則に定める懲戒処分を受けた場合

当社の書面による承諾を事前に得ることなく当社の同業他社の役職員に就いた場合

書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨申し出た場合

在任・在職中に故意または過失により過去及び将来にわたり当社に損害を与え、もしくは信用を毀損したと当社の取締役会が認めた場合

8. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2.に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(注)3.で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上表の新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

前記(注)4.に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記(注)6.に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

後記(注)9.に準じて決定する。

9. 新株予約権の取得事由

新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

10. 2022年5月6日開催の取締役会決議に基づき、2022年5月22日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分

割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)」、「新株予約権の行使時の払込金額(円)」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)」が調整されております。

第9回新株予約権

決議年月日	2021年6月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社使用人 24(注1)
新株予約権の数(個)	590(注1)(注2)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 23,600(注1)(注2)(注10)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	963(注3)(注10)
新株予約権の行使期間	2023年6月15日～2031年6月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 963 資本組入額 481.5(注6)(注10)
新株予約権の行使の条件	(注4)(注5)(注7)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 また、上記にかかわらず、本新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることができないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注8)

当事業年度の末日(2026年6月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2026年8月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 付与対象者の当社使用人24名のうち6名(新株予約権の数135個)は、退職により資格を喪失しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、40株とする。

当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社の取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。ただし、当社の取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

5. 新株予約権の行使制限等

新株予約権者は本新株予約権の行使に関し、上記「5. 新株予約権の行使の条件」に定める行使条件に加え、次の各号の制限を受けるものとする。

上記新株予約権の行使期間にかかわらず、割当新株予約権の行使は権利行使可能期間のうち、付与決議の日後2年を経過した日から付与決議の日後10年を経過する日までの期間内に行わなければならないものとする。なお、本契約において付与決議とは、割当新株予約権にかかる会社法第238条第2項の決議(同法第239条第1項の決議による委任に基づく同項に規定する募集事項の決定及び同法第240条第1項の規定による取締役会の決議を含む。)を意味するものとする。

新株予約権(当社が新株予約権者に対して付与する租税特別措置法第29条の2の規定を受ける他の新株予約権を含む)の行使に係る行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超えないこと。

権利行使により取得した当社の普通株式は、当社が別途指定する証券会社に開設される新株予約権者名義の振替口座簿への記載もしくは記録がされること。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 権利喪失事由

新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当した場合、本新株予約権に係る権利行使請求権を喪失する。

禁錮以上の刑に処せられた場合

当社の就業規則に定める懲戒処分を受けた場合

当社の書面による承諾を事前に得ることなく当社の同業他社の役職員に就いた場合

書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨申し出た場合

在任・在職中に故意または過失により過去及び将来にわたり当社に損害を与え、もしくは信用を毀損したと当社の取締役会が認めた場合

8. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行の条件等を勘案のうえ、前記(注)3.で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上表の新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

前記(注)4.に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記(注)6.に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

後記(注)9.に準じて決定する。

9. 新株予約権の取得事由

新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

10. 2022年5月6日開催の取締役会決議に基づき、2022年5月22日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)」、「新株予約権の行使時の払込金額(円)」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)」が調整されております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2022年3月1日 (注1)	普通株式 32,560 A種優先株式 17,980 AA種優先株式 2,500 B種優先株式 2,500 C種優先株式 9,580	普通株式 93,160	—	100,000	—	—
2022年5月19日 (注2)	普通株式 5,000	普通株式 88,160	—	100,000	—	—
2022年5月22日 (注3)	普通株式 3,438,240	普通株式 3,526,400	—	100,000	—	—
2022年11月1日 (注4)	—	普通株式 3,526,400	90,000	10,000	—	—
2023年2月1日～ 2023年6月30日 (注5)	普通株式 37,800	普通株式 3,564,200	8,484	18,484	8,441	8,441
2023年7月1日～ 2023年8月31日 (注5)	普通株式 63,600	普通株式 3,627,800	15,768	34,252	15,685	24,126
2023年8月31日 (注6)	普通株式 90,000	普通株式 3,717,800	209,790	244,042	209,790	233,916
2023年9月1日～ 2023年9月30日 (注5)	普通株式 2,000	普通株式 3,719,800	92	244,134	90	234,006
2023年11月1日 (注7)	—	普通株式 3,719,800	234,042	10,092	—	—
2023年11月1日～ 2024年6月30日 (注5)	普通株式 23,600	普通株式 3,743,400	4,620	14,712	4,613	238,620
2024年7月17日 (注5)	普通株式 600	普通株式 3,744,000	150	14,863	150	238,770
2024年10月29日 (注8)	普通株式 4,410	普通株式 3,748,410	4,809	19,672	4,809	243,580
2024年12月2日 (注9)	普通株式 20,080	普通株式 3,768,490	21,897	41,569	21,897	265,477
2025年4月10日 (注5)	普通株式 400	普通株式 3,768,890	100	41,670	100	265,577
2025年7月1日 (注5)	普通株式 4,800	普通株式 3,773,690	218	41,888	218	265,796
2025年10月28日 (注10)	普通株式 4,260	普通株式 3,777,950	7,380	49,269	7,380	273,176

(注) 1. 優先株式の転換

2022年2月14日開催の取締役会決議、2022年2月28日開催の臨時株主総会の決議により、2022年3月1日付でA種優先株式17,980株、AA種優先株式2,500株、B種優先株式2,500株及びC種優先株式9,580株を自己株式として取得し、その対価として普通株式をそれぞれ17,980株、2,500株、2,500株、9,580株交付しております。また、2022年2月17日開催の取締役会決議により、自己株式として取得した当該A種優先株式、AA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式のすべてを2022年3月1日付で消却しております。

- 自己株式の消却による減少であります。
- 株式分割(1:40)によるものであります。
- 資本金の減少

今後の持続的成長と資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、資本金100,000千円を90,000千円減少し、その他資本剰余金に振り替えております。

なお、資本金の減資割合は90.0%となっております。

- 新株予約権の行使による増加であります。

- 有償第三者割当増資

普通株式 割当先 三菱食品株式会社

発行価格 4,662円

資本組入額 2,331円

7. 資本金の減少

今後の持続的成長と資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、資本金244,134千円を234,042千円減少し、その他資本剰余金に振り替えております。
 なお、資本金の減資割合は95.9%となっております。
8. 譲渡制限付株式報酬としての新株発行による増加であります。

発行価格 2,181円
 資本組入額 1,090.5円
 割当先 当社の取締役（社外取締役を除く。） 4名
9. 譲渡制限付株式報酬としての新株発行による増加であります。

発行価格 2,181円
 資本組入額 1,090.5円
 割当先 当社の従業員 74名
10. 譲渡制限付株式報酬としての新株発行による増加であります。

発行価格 3,465円
 資本組入額 1,732.5円
 割当先 当社の取締役（社外取締役を除く。） 4名

(5) 【所有者別状況】

2026年6月30日現在

2020年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	5	22	31	20	6	1,823	1,907	-
所有株式数(単元)	-	3,772	2,191	11,042	836	11	19,863	37,715	6,450
所有株式数の割合(%)	-	10.00	5.81	29.28	2.22	0.03	52.66	100.00	-

(注) 自己株式33,029株は、「個人その他」に330単元、「単元未満株式の状況」に29株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2026年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
内山 英俊	江東区	1,064,720	28.4
株式会社UC AIR	江東区豊洲3丁目6番5号	528,000	14.1
三菱商事株式会社	千代田区丸の内2丁目3番1号	303,200	8.1
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	中央区晴海1丁目8番12号	207,800	5.5
鈴木 茂二郎	世田谷区	165,690	4.4
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社 (信託口)	港区赤坂1丁目8番1号	118,500	3.2
株式会社SBI証券	港区六本木1丁目6番1号	98,793	2.6
三菱食品株式会社	文京区小石川1丁目1番1号	90,000	2.4
株式会社電通グループ	港区東新橋1丁目8番1号	80,000	2.1
楽天証券株式会社共有口	港区南青山2丁目6番21号	58,600	1.6
計	—	2,715,303	72.5

(注) アセットマネジメントOne株式会社から2026年5月12日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書(変更報告書)により、2026年4月30日現在で以下の株式を保有している旨が公衆の縦覧に供されておりますが、当社として2026年6月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の表には記載しておりません。なお、当該報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
アセットマネジメントOne株式会社	千代田区丸の内1丁目8番2号	268,900	7.12

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2026年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等) (注1)	普通株式 33,000	—	自己株式については、会社法第308条第2項の規定により議決権を有していません。
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,738,500	37,385	内容については「1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式」に記載しております。
単元未満株式 (注2)	普通株式 6,450	—	1 単元(100株)未満の株式です。
発行済株式総数	3,777,950	—	—
総株主の議決権	—	37,385	—

(注) 1. 「完全議決権株式(自己株式等)」の欄は、全て当社保有の自己株式です。

2. 「単元未満株式」の欄の普通株式には、当社所有の自己株式29株が含まれております。

【自己株式等】

2026年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社unerry	東京都港区虎ノ門四丁目1 番1号	33,000	-	33,000	0.9
計	—	33,000	-	33,000	0.9

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】会社法第155条第3号及び会社法第155条第13号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2026年9月3日)での決議状況 (取得期間2026年9月4日)	269,500	635,481,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	-	-
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	269,500	635,481,000
提出日現在の未行使割合(%)	-	-

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	1,700	—

当期間における取得自己株式	—	—
---------------	---	---

(注) 1. 譲渡制限付株式報酬制度対象者の退職に伴い無償で取得したものであります。

2. 当期間における取得自己株式には、2026年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの譲渡制限付株式の無償取得による株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(新株予約権の行使)	3,720	216	—	—
保有自己株式数	33,029	—	302,529	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、2026年9月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は株主への利益還元を経営上の重要な課題と認識しておりますが、未だ成長過程にあり、事業基盤の整備を優先し、事業の継続的な拡大を行うことが株主価値の最大化に資するとの考えにより、その原資となる資金の確保を優先する方針であります。

内部留保資金については事業拡大に向けて人材などに資金を投じることで、さらなる業績成長及び利益の獲得を当面の優先事項としております。一方で、事業基盤の整備状況や業績並びに財政状態等を総合的に勘案し、利益還元の時期を検討していく方針であります。

剰余金の配当を行う場合は、年1回の期末配当を基本方針としており、このほか年1回中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。また、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に定めがある場合を除き、取締役会決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。なお、当事業年度につきましては、当期純利益を計上いたしました。が、経営体質の強化及び今後の事業展開、内部留保の充実を図るために、無配といたしました。今後の利益還元につきましては、経営成績を勘案しながら、適宜検討していく予定であります。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、持続的な成長と長期的な企業価値の向上を図り、株主や顧客をはじめ、取引先、従業員等、全てのステークホルダーとの良好な関係を構築するためには、コーポレート・ガバナンスの充実・強化が重要な経営課題と認識しております。そのため、コンプライアンス意識を徹底し、適時適切な情報開示に努めるとともに、経営環境に柔軟に対応し迅速な意思決定を可能とする業務執行体制、牽制がとれた監督・監査体制を確立・強化し、経営の効率性、健全性、透明性及び公平性を高めていく方針であります。この考え方に基づき、当社グループとして、コーポレート・ガバナンスの継続的な充実に取り組んでまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a 企業統治体制の概要

(a) 取締役・取締役会

取締役会は、取締役5名(うち社外取締役1名)で構成されており、定例取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項及び経営に関する重要事項の決定、並びに職務執行の監視・監督を行っております。

なお、当社は、2026年9月28日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「取締役5名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、取締役5名(うち社外取締役1名)となる予定です。

(b) 監査役・監査役会

監査役会は、常勤監査役1名を含む監査役3名(3名すべて社外監査役)で構成されており、定例監査役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、各監査役の権限の行使を妨げないことを前提として、監査の方針、業務及び財産状況の調査方法その他の監査役の職務の執行に関する事項を決定いたします。監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務執行を監査することにより、企業の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立する責務を自覚し、取締役会その他重要な会議への出席、取締役及び使用人等から受領した報告内容の検証、会社の業務及び財産の状況に関する調査等を行い、取締役または使用人に対する助言または勧告等の意見の表明、取締役の行為の差止めなど、必要な措置を適時に講じます。監査役は、自らの職務執行の状況を監査役会に定期かつ随時に報告し、監査役会は、報告に対する措置等について協議を行います。

また、監査役は内部監査部門及び会計監査人と必要に応じて随時緊密な連携をとると同時に、定期的な会合を開催し、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

(c) 内部監査

当社は当事業年度においては、独立した内部監査部署は設けておらず、代表取締役が任命した内部監査担当者2名が、自己監査とならないよう分担して監査を行っております。内部監査担当者は、代表取締役社長の承認を得た内部監査計画(年度計画)に基づき、当社の業務全般について内部監査を行っております。また、監査の内容については、監査役及び会計監査人への報告を行うことで、情報の共有を図り、監査の実効性を高めております。

なお、当社は2026年7月1日付で、業務執行部門から独立した代表取締役社長直属の組織として内部監査室(1名)を設置しております。

(d) 会計監査人

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。同監査法人及び当社監査に従事する業務執行社員と当社の間には特別の利害関係はありません。また、会計監査にあたっては、経営情報を提供し、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備するとともに、監査役会、内部監査部門と連携し、会計監査の実効性を高めるよう努めております。

(e) 指名・報酬委員会の設置

当社では、2022年9月以降、取締役会の諮問機関として、任意の指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会は、取締役候補者の選任及び取締役の報酬等の決定過程において、手続の客観性、透明性及び公平性を確保し、もって取締役会の監督機能を向上させ、コーポレート・ガバナンス機能のさらなる充実に努めることを目的として設置されました。

取締役候補者の選任については、取締役のスキルの検討のほか、取締役候補者の選任方針や個別の候補者案の検討等、当社の経営戦略に照らして必要な人材の選出のための検討を進めております。また、報酬等については、報酬体系の構築や報酬等の決定方針の策定、及び個人別報酬額等を審議対象としており、業績との連動性を確保しつつ、成果が反映される報酬体系の構築を検討しております。これらを通じて、決定過程の透明性や公平性を確保し、企業価値の持続的な向上に資するような制度づくりを目指しております。

取締役会は、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役候補者や取締役の報酬等について最終決定することとなっております。

指名・報酬委員会の委員は、八十川祐輔氏(委員長、社外取締役)、内山英俊氏(代表取締役社長執行役員CEO)、神成敦氏(社外監査役)であり、過半数の独立社外取締役・社外監査役により構成されております。また、決定過程の客観性・透明性をより高めるため、委員長には独立社外取締役を任命しております。

(f) 経営会議

経営会議は、代表取締役、取締役(社外取締役を除く)及び執行役員を中心として構成されており、毎月1回開催し、業務執行上の重要事項について報告及び協議を行っております。なお、内部監査室長がオブザーバーとして出席しているほか、監査役は必要に応じて出席することができます。

(g) リスク管理委員会

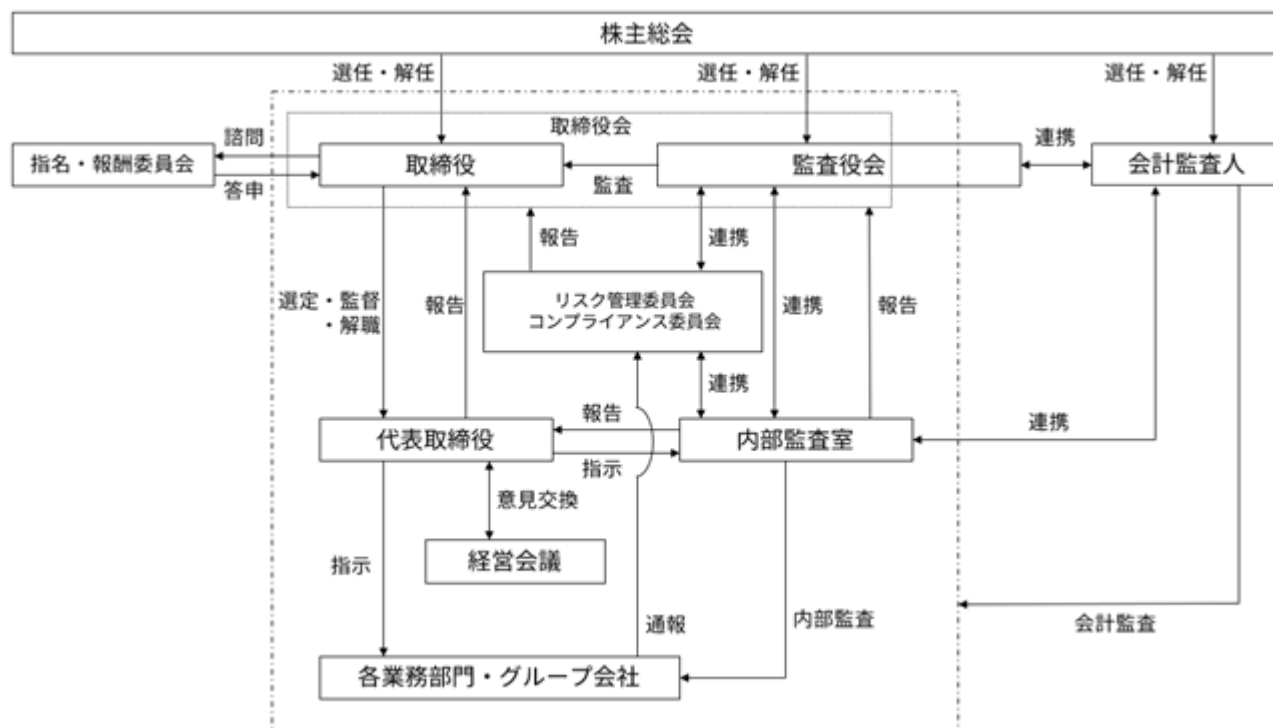
当社は、リスク管理の検討、審議等を行うためリスク管理委員会を設置しております。当委員会は、代表取締役及び、各部門におけるリスク管理責任者である各部門長で構成されており、コーポレート戦略部長が委員長を務めております。リスク管理委員会は毎年度定期的に2回開催するほか、必要に応じて開催するこ

としており、その活動状況については取締役会に報告しております。

(h) コンプライアンス委員会

当社は、コンプライアンスを経営の基本とし、法令違反に関する情報を分析し、必要事項について改善を図るため、コンプライアンス委員会を設置しております。当委員会は、代表取締役及び、各部門長で構成されており、コーポレート戦略部長が委員長を務めております。毎年度定期的に2回開催するほか、必要に応じて開催することとしており、その活動状況については取締役会に報告しております。

コーポレート・ガバナンス体制の概要図は次のとおりであります。



機関ごとの構成員は次のとおりであります。

役職名	氏名	取締役会	監査役会	経営会議	リスク管理 委員会	コンプライ アンス委員 会	指名・報酬 委員会
代表取締役社長 執行役員CEO	内山 英俊		—		○	○	○
取締役副社長 執行役員COO プランニング&プロジェ クト推進部長	鈴木 茂二郎	○	—	○	○	○	—
取締役 執行役員	斎藤 泰志	○	—	○	○	○	—
取締役 執行役員CMO マーケティング・PR部長	内山 麻紀子	○	—	○	○	○	—
社外取締役	八十川 祐輔	○	—	—	—	—	
社外監査役(常勤)	神成 敦	○		—	○(注2)	○(注2)	○
社外監査役	渡邊 涼介	○	○	—	—	—	—
社外監査役	田岡 恵	○	○	—	—	—	—
執行役員	一枝 悟史	○(注2)	—	○	○	○	—
執行役員CFO コーポレート戦略部長	倉岡 なぎさ	○(注2)	—	○			—
執行役員	酒田 理人	○(注2)	—	○	○	○	—

(注) 1. は議長、委員長であります。

2. オブザーバーとして出席しております。

b 当該企業統治の体制を採用する理由

当社は、監査役会設置会社の体制のもと、独立した外部の視点からチェック体制の強化を図るため、社外取締役1名、社外監査役3名を選任し、全取締役及び監査役とともに経営の意思決定機関である取締役会を構成しております。社外取締役及び社外監査役の豊富な経験、高い見識に基づき、当社の意思決定機能を監督する体制を採ることで取締役会の機能を高めております。また、監査役会は適宜会計監査人、内部監査部門と連携することで機動的な監査を可能としております。加えて、独立組織である内部監査室が、社長直轄かつ取締役会・監査役会への直接報告経路を備え、子会社を含むグループ全体を対象に内部監査を行うことで、グループ全体の監視・モニタリング機能を高めております。以上により、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保できると判断し、現在の体制を選択しております。

企業統治に関するその他の事項

a 内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制、並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制として、2026年7月27日付にて「内部統制システムに関する基本方針」を以下のとおり定め、この方針に基づいた運営を行っております。なお、この内部統制システムについては、不断の見直しによって継続的に改善を図り、より適正かつ効率的な体制の構築に努めることとしております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、定款や法令諸規則への適合性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役及び執行役員の職務執行の監督を行い、監査役は、取締役及び執行役員の職務執行の監査を行う。
- (2) 取締役会は、職務執行に関する諸規程を整備し、使用人は定められた諸規程に従い業務を執行する。
- (3) コンプライアンスに関する研修会を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
- (4) 内部通報制度を設け、法令違反やコンプライアンス違反、それら疑義のある行為等について、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る重要な情報については、文書または電磁的媒体に適切に記録し、法令及び諸規程に基づき、適正に保存及び管理を行う。
- (2) 取締役、監査役及び会計監査人は、これらの文書または電磁的媒体を常時閲覧できるものとする。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理委員会において、当社が直面する可能性があるリスクを予め識別し、識別したリスクに対処するための体制を整備するものとする。
- (2) 取締役会は、リスク管理委員会を通じて、損失の危機の管理に関する諸規程を整備し、使用人は定められた諸規程に従い、損失の危機の管理を行う。
- (3) 識別したリスクについて、組織横断的なリスク状況の監視及び全社的な対応はリスク管理委員会が行い、個別のリスクは各部門が対応する。
- (4) 各部門のリスク管理状況については、業務執行部門から独立し代表取締役社長直属の組織である内部監査室により有効性の検証、不備是正勧告などを行う。
- (5) 不測の事態が発生した場合、リスク管理委員会は、必要に応じて外部専門機関と連携して迅速かつ的確な対応を行い、損失の拡大を防止する。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社取締役会は、法令及び「取締役会規程」で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督する。
- (2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための諸規程を整備し、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図るとともに、各部門に権限を委譲することで、事業運営の迅速化、効率化を図る。

5．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、「グループ関連会社管理規程」に基づき子会社の管理を行い、子会社の経営内容を的確に把握するため、子会社に対し、営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社に定期的に又は必要に応じて報告を求める。
- (2) 当社は、子会社が直面する可能性のあるリスクについても、当社のリスク管理委員会において識別及び監視を行い、これに対処するための体制を整備する。
- (3) 当社は、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、職務権限及び意思決定に関する体制を整備するとともに、必要な指導及び支援を行う。
- (4) 当社は、子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、当社のコンプライアンス体制及び内部通報制度を子会社にも適用し、又はこれに準じた体制を整備させる。内部監査室は、子会社の業務の適正性及び有効性についても内部監査を実施する。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに指示の実効性確保に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、会社は監査役会と協議の上その人選を行うものとする。
- (2) 監査役は、当該使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、執行役員、部門長等の指揮命令を受けないものとする。
- (3) 当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従うよう周知徹底を行うものとする。

7．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役は、重要な意思決定プロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができるものとする。
- (2) 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実、内部監査の

実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を監査役に報告し、監査役の情報収集、情報交換が適切に行えるよう協力するものとする。

- (3) 取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項等の報告を求められた場合には、速やかに報告するものとする。
- (4) 当社は、監査役へ報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをしてはならないことを当社の規程において明記し、周知徹底させる。

8．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、代表取締役社長と定期的にまたは適時に意見交換を行い、相互の意思疎通を図るものとする。
- (2) 監査役は、内部監査室と定期的にまたは適時に情報交換を行い、相互に連携し、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。内部監査室は、内部監査の結果を代表取締役社長に報告するとともに、取締役会及び監査役会に対しても直接報告するものとする。また、会計監査人に会計監査の状況の説明を受ける等必要な連携を行い、監査役監査の実効性の向上を図るものとする。
- (3) 監査役がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、当社はこれを拒むことはできない。

9．財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 金融商品取引法に基づく財務報告の適正性を確保するため、内部統制システムを構築するとともに、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要に応じて是正を行う。

10．反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

- (1) 当社は、「反社会的勢力への対応に関する規程」を制定し、全社的な反社会的勢力排除の基本方針及び反社会的勢力への対応を定めており、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体には、毅然とした態度で対応する。
- (2) 当社は、「反社会的勢力対応マニュアル」を定め、反社会的勢力との取引を一切遮断する。不当要求等の介入に対しては、速やかに関係部署、社外関係先(警察署、顧問弁護士等)と協議し、組織的に対応し、利益供与は絶対に行わない。
- (3) 当社は、子会社に対しても上記各規程に準じた反社会的勢力排除の体制を整備させ、当社グループ全体として反社会的勢力との関係を遮断する。

b. リスク管理体制の整備の状況

当社では、リスク管理体制を整備し、リスク発生の防止またはリスクが発生した場合の損失の最小化を図り、会社業務の円滑な運営に資することを目的として「リスク管理規程」を制定しております。本規程において会社の使命及び目標の達成を阻害する要因を「リスク」として定義し、当社及びグループ会社の役員及び社員はその職務の遂行にあたり、リスク管理に努めております。社員はリスクが発生した場合(リスクの発生を回避できない場合を含む)には、リスク管理責任者である各部門の長及び執行役員に速やかに報告しなければならないとしております。

リスク管理は、代表取締役が最終的な責任者として指揮し、コーポレート戦略部長は代表取締役を補佐するとともにリスク管理を総括しております。各部門の長及び執行役員はリスク管理責任者として、各部門におけるリスク管理を総括し、各部門のリスク管理状況について、内部監査部門が有効性の検証、不備是正勧告などを行っております。

社員は、重大なリスクの発生を認知したときには、速やかに必要と認められる範囲内の初動対応及びリスク管理責任者への通報を行うものとし、通報を受けたリスク管理責任者は、迅速に代表取締役及びリスク管理委員長に通報することとしております。リスク管理責任者は、会社全体として取り組むべき重大なリスクの発生が認められる場合には、解決するために必要な措置を迅速かつ的確に講じ、あわせて速やかにリスク管理委員会に報告することとしております。

リスク管理委員会は、社内に対処すべきリスクの評価並びに当該リスクへの対応策の取りまとめ及び当該対応策の推進状況の点検に関する事項、重大なリスクの発生の再発防止に関する事項、その他リスク管理委員会が必要と認めた事項、について検討及び審議の上、議事録を作成し、取締役会に報告しております。

取締役会の活動状況及び指名・報酬委員会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を23回開催しているほか、代表取締役社長及び独立社外取締役・社外監査役を構成員とする指名・報酬委員会を2回開催しております。当事業年度における、個々の取締役の出席状況については次のとおりです。

地位	氏名	2026年6月期 取締役会出席回数	2026年6月期 指名・報酬委員会出席回数
代表取締役社長	内山 英俊	23回	2回
取締役副社長	鈴木 茂二郎	23回	—
取締役	斎藤 泰志	23回	—
取締役	内山 麻紀子	23回	—
取締役	八十川 祐輔	23回	2回
常勤監査役	神成 敦	23回	1回
監査役	渡邊 涼介	23回	—
監査役	前川 研吾	6回	1回
監査役	田岡 恵	17回	—

- (注) 1. 監査役の前川研吾氏は、2025年9月29日開催の第10期定時株主総会において監査役を退任したため、出席回数は退任までに開催された取締役会(全6回)及び指名・報酬委員会(全1回)を対象としております。
2. 監査役の田岡恵氏は、2025年9月29日開催の第10期定時株主総会において新たに監査役に就任したため、出席回数は就任以降に開催された取締役会(全17回)を対象としております。

取締役会は「取締役会規程」等の定めに従い、当社の経営に関する基本方針、重要な業務執行に関する事項、株主総会の決議により授權された事項のほか、法令及び定款に定められた事項を検討・決議するとともに、法令に定められた事項及び取締役会の決議事項実施の経過ならびに結果のほか、その他当社の経営に関する重要な事項について報告を受けております。

指名・報酬委員会は、取締役候補者の指名及び取締役の報酬の決定にあたり、候補者の妥当性や取締役の報酬の決定等について審議のうえ取締役会への答申を行っております。

取締役の定数

当社の取締役は3名以上とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨、また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。

取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を定款で定めております。

これは、職務の遂行にあたって期待される役割を十分に発揮できるようにするためであります。

責任限定契約の概要

当社は取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款で定めております。

当社は、社外取締役(1名)及び社外監査役(3名)との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、非業務執行役員として職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償額を負担する旨の責任限定契約を締結しております。

株主総会の決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を

有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

剰余金の配当の決定機関

当社は、剰余金の配当等を会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年12月末日を基準日として中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

a . 2026年9月25日（有価証券報告書提出日）現在の当社の役員の状況は、以下のとおりであります。

男性6名 女性2名(役員のうち女性の比率25.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長 執行役員CEO	内山 英俊	1976年3月17日	2000年7月 2002年8月 2005年9月 2008年4月 2015年8月 2019年9月 2020年2月	ブライスウォーターハウスクーパース コンサルタント(株)(現 日本アイ・ピー・エ ム(株)) 入社 A.T.カーニー(株) 入社 (株)サイバード 入社 公式モバイルコン テンツ事業部部長 (株)ANALOG TWELVE 共同創業 取締役 当社 設立 代表取締役社長(現任) 当社 執行役員CEO(現任) 一般社団法人LBMA Japan 理事(現任)	(注) 3	1,592,720 (注) 6
取締役副社長 執行役員COO プランニング&プロ ジェクト推進部長	鈴木 茂二郎	1975年3月20日	1999年5月 2003年11月 2006年6月 2018年9月 2019年9月 2022年9月 2026年7月	アンダーセンコンサルティング(株)(現 ア クセンチュア(株)) 入社 (株)エヌリンクス 入社 同社 取締役 当社 取締役(現任) 当社 執行役員COO Beacon Bank事業部 長 当社 副社長(現任) 当社 執行役員COO プランニング&プロ ジェクト推進部長(現任)	(注) 3	165,690
取締役 執行役員	斎藤 泰志	1972年2月4日	1995年4月 2001年8月 2003年7月 2004年9月 2009年4月 2012年11月 2015年6月 2015年10月 2016年10月 2017年6月 2017年10月 2019年9月 2026年7月	(株)アブロック(現 (株)ジャパン・ファイナ ンシャル・ソリューションズ) 入社 (株)ビジネスブレイン太田昭和 入社 ネクステック(株)(現 (株)経営共創基盤) 入社 経営管理部長 同社 取締役 経営管理部長 同社 代表取締役 ネクステックカンパニー(現 ものづくり 戦略カンパニー) カンパニー長 (株)アルメディオ 社外取締役 (株)経営共創基盤 IGPIカンパニー プリンシパル (株)ファーストロジック(現(株)ファースト ロジック) 取締役 経営管理部長 (株)アルメディオ 社外取締役 監査等委 員 (株)経営共創基盤 IGPIカンパニー シニ アエキスパート エンゼルブレインカード(株)(現 エンゼ ルグループ(株)) 執行役員 管理本部副 本部長 当社 取締役 執行役員CFO 経営企画 部(現コーポレート戦略部)長 当社 取締役 執行役員(現任)	(注) 3	31,580
取締役 執行役員CMO マーケティング・PR部 長	内山 麻紀子	1977年11月14日	2000年7月 2006年2月 2009年6月 2016年8月 2019年9月 2020年7月	ブライスウォーターハウスクーパースコ ンサルタント(株)(現 日本アイ・ピー・エ ム(株)) 入社 (株)シンク 入社 (株)サニーサイドアップ 入社 当社 入社 経営企画部長 当社 取締役 執行役員CMO 当社 取締役 執行役員CMO マーケ ティング部(現マーケティング・PR部) 長(現任)	(注) 3	3,380

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	八十川 祐輔	1965年10月22日	1989年 4 月 1999年 1 月 2007年 6 月 2011年 5 月 2013年 5 月 2015年 8 月 2015年12月 2018年 9 月 2019年 2 月	日本電信電話㈱ 入社 (株)ボストン・コンサルティング・グルー プ 入社 スパークス証券㈱(現 スパークス・ア セット・マネジメント㈱) 代表取締役 社長 (株)オオゼキ 代表取締役社長 (株)ピー・アンド・イー・ディレクション ズ 入社 ディレクター (株)ワイノット 設立 代表取締役社長 (現任) 加藤産業㈱ 社外取締役(現任) 当社 社外取締役(現任) MYCARE Hawaii Inc.CEO(現任)	(注) 3	-
常勤監査役	神成 敦	1958年 7 月24日	1984年 4 月 1987年 7 月 1991年 1 月 2009年 4 月 2010年 6 月 2012年 7 月 2013年10月 2016年 5 月 2017年 5 月 2018年 3 月 2019年 9 月 2023年11月	飯野海運㈱ 入社 (株)小松製作所 入社 大東京火災海上保険㈱(現 あいおいニッ セイ同和損害保険㈱) 入社 トヨタアセットマネジメント㈱(現 三井 住友アセットマネジメント㈱) 出向 執行役員トレーディング部長 同社 常勤監査役 あいおいニッセイ同和損害保険㈱ 業務 監査部本社監査第二グループ担当部長 MS&ADインシュアランスグループホール ディングス㈱ 入社 監査部長 協立情報通信㈱ 社外監査役 KEN & BRAINSアセットマネジメント㈱(現 KEN & BRAINS㈱) 監査役 (株)すららネット 常勤監査役 当社 常勤監査役(現任) 一般社団法人あしたの働き方研究所 監事(現任)	(注) 4	-
監査役	渡邊 涼介	1980年11月25日	2007年12月 2007年12月 2014年 9 月 2019年11月 2020年 4 月 2021年 1 月	弁護士登録 光和総合法律事務所 入所(現任) 総務省 総合通信基盤局 専門職 入職 内閣サイバーセキュリティセンター サイバーセキュリティ関連法令の調査検 討等を目的としたサブワーキンググルー プ 入職 当社 監査役(現任) 東京都港区情報公開・個人情報保護審査 会委員(現任)	(注) 4	-
監査役	田岡 恵	1970年 9 月19日	1993年 4 月 1994年 7 月 1998年 9 月 1999年 3 月 2001年 8 月 2002年 6 月 2007年 7 月 2008年 2 月 2018年 2 月 2019年10月 2025年 4 月	(株)三貴入社 (株)木下真珠入社 福岡銀行ロンドン支店入社 Onward Kashiya UK Ltd.入社 (株)ポケモン入社(Pokemon USA, Inc. 勤 務) 4Kids Entertainment, Inc.(NY, USA)入 社 ヘイズ・スペシャリスト・リクルートメ ント・ジャパン㈱入社 (株)グロービス入社(学校法人グロービス 経営大学院兼務) (株)CaSy非常勤監査役就任 合同会社ミッレ代表社員就任 ZEN大学知能情報社会学部教授就任(現 任)	(注) 4	-
計						1,793,370

- (注) 1. 取締役 八十川祐輔は、社外取締役であります。
2. 監査役 神成敦、渡邊涼介及び田岡恵は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2025年 9 月29日開催の定時株主総会終結の時から選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、2025年 9 月29日開催の定時株主総会終結の時から選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 取締役 内山麻紀子は、代表取締役社長 内山英俊の配偶者であります。
6. 代表取締役社長 内山英俊の所有株式数は、同氏により議決権の過半数を所有している株式会社UC AIRの所有株式数を合算しております。

7． 役員の所有株式数は、2026年 6 月30日時点のものです。

- b．2026年 9 月28日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「取締役 5 名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、当社の役員の状況は以下のとおりとなる予定です。なお、役員の役職等につきましては、当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項の内容（役職等）を含めて記載しております。

男性6名 女性2名(役員のうち女性の比率25.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長 執行役員CEO	内山 英俊	1976年 3 月17日	2000年 7 月 2002年 8 月 2005年 9 月 2008年 4 月 2015年 8 月 2019年 9 月 2020年 2 月	ブライスウォーターハウスコーパース ンサルタント(株)(現 日本アイ・ビー・エ ム(株)) 入社 A.T.カーニー(株) 入社 (株)サイバード 入社 公式モバイルコン テンツ事業部部長 (株)ANALOG TWELVE 共同創業 取締役 当社 設立 代表取締役社長(現任) 当社 執行役員CEO(現任) 一般社団法人LBMA Japan 理事(現任)	(注) 3	1,592,720 (注) 6
取締役副社長 執行役員COO プランニング&プロ ジェクト推進部長	鈴木 茂二郎	1975年 3 月20日	1999年 5 月 2003年11月 2006年 6 月 2018年 9 月 2019年 9 月 2022年 9 月 2026年 7 月	アンダーセンコンサルティング(現 ア クセンチュア(株)) 入社 (株)エヌリンクス 入社 同社 取締役 当社 取締役(現任) 当社 執行役員COO Beacon Bank事業部 長 当社 副社長(現任) 当社 執行役員COO プランニング&プロ ジェクト推進部長(現任)	(注) 3	165,690

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 執行役員CMO マーケティング・PR部 長	内山 麻紀子	1977年11月14日	2000年 7 月 2006年 2 月 2009年 6 月 2016年 8 月 2019年 9 月 2020年 7 月	ブライスウォーターハウスクーパース コンサルタント㈱(現 日本アイ・ピー・エ ム㈱) 入社 ㈱シンク 入社 ㈱サニーサイドアップ 入社 当社 入社 経営企画部長 当社 取締役 執行役員CMO 当社 取締役 執行役員CMO マーケ ティング部(現マーケティング・PR部) 長(現任)	(注) 3	3,380
取締役 執行役員	一枝 悟史	1984年 4 月18日	2007年 4 月 2016年 7 月 2020年10月 2025年 7 月 2026年 5 月 2026年 7 月	㈱電通 入社 ㈱プレゼントキャスト(現 ㈱TVer) 出向 当社 入社 当社 サービス企画開発部長 ㈱プログウォッチャー 取締役(現任) 当社 執行役員(現任)	(注) 3	460
取締役	八十川 祐輔	1965年10月22日	1989年 4 月 1999年 1 月 2007年 6 月 2011年 5 月 2013年 5 月 2015年 8 月 2015年12月 2018年 9 月 2019年 2 月	日本電信電話㈱ 入社 ㈱ボストン・コンサルティング・グルー プ 入社 スパークス証券㈱(現 スパークス・ア セット・マネジメント㈱) 代表取締役 社長 ㈱オオゼキ 代表取締役社長 ㈱ビー・アンド・イー・ディレクション ズ 入社 ディレクター ㈱ワイノット 設立 代表取締役社長 (現任) 加藤産業㈱ 社外取締役(現任) 当社 社外取締役(現任) MYCARE Hawaii Inc.CEO(現任)	(注) 3	-
常勤監査役	神成 敦	1958年 7 月24日	1984年 4 月 1987年 7 月 1991年 1 月 2009年 4 月 2010年 6 月 2012年 7 月 2013年10月 2016年 5 月 2017年 5 月 2018年 3 月 2019年 9 月 2023年11月	飯野海運㈱ 入社 ㈱小松製作所 入社 大東京火災海上保険㈱(現 あいおいニッ セイ同和損害保険㈱) 入社 トヨタアセットマネジメント㈱(現 三井 住友アセットマネジメント㈱) 出向 執行役員トレーディング部長 同社 常勤監査役 あいおいニッセイ同和損害保険㈱ 業務 監査部本社監査第二グループ担当部長 MS&ADインシュアランスグループホール ディングス㈱ 入社 監査部長 協立情報通信㈱ 社外監査役 KEN & BRAINSアセットマネジメント㈱(現 KEN & BRAINS㈱) 監査役 ㈱すららネット 常勤監査役 当社 常勤監査役(現任) 一般社団法人あしたの働き方研究所 監事(現任)	(注) 4	-
監査役	渡邊 涼介	1980年11月25日	2007年12月 2007年12月 2014年 9 月 2019年11月 2020年 4 月 2021年 1 月	弁護士登録 光和総合法律事務所 入所(現任) 総務省 総合通信基盤局 専門職 入職 内閣サイバーセキュリティセンター サイバーセキュリティ関連法令の調査検 討等を目的としたサブワーキンググルー プ 入職 当社 監査役(現任) 東京都港区情報公開・個人情報保護審査 会委員(現任)	(注) 4	-

監査役	田岡 恵	1970年 9月19日	1993年 4月 1994年 7月 1998年 9月 1999年 3月 2001年 8月 2002年 6月 2007年 7月 2008年 2月 2018年 2月 2019年10月 2025年 4月	(株)三貴入社 (株)木下真珠入社 福岡銀行ロンドン支店入社 Onward Kashiya UK Ltd.入社 (株)ポケモン入社 (Pokemon USA, Inc. 勤務) 4Kids Entertainment, Inc. (NY, USA) 入社 ヘイズ・スペシャリスト・リクルートメント・ジャパン(株)入社 (株)グロービス入社(学校法人グロービス経営大学院兼務) (株)CaSy非常勤監査役就任 合同会社ミッレ代表社員就任 ZEN大学知能情報社会学部教授就任(現任)	(注) 4	-
計						1,762,250

- (注) 1. 取締役 八十川祐輔は、社外取締役であります。
2. 監査役 神成敦、渡邊涼介及び田岡恵は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2026年 9月28日開催の定時株主総会終結の時から選任後 1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、2025年 9月29日開催の定時株主総会終結の時から選任後 4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 取締役 内山麻紀子は、代表取締役社長 内山英俊の配偶者であります。
6. 代表取締役社長 内山英俊の所有株式数は、同氏により議決権の過半数を所有している株式会社UC AIRの所有株式数を合算しております。
7. 役員の所有株式数は、2026年 6月30日時点のものであります。

社外役員の状況

a 社外取締役及び社外監査役の員数並びに当社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係

当社は社外取締役 1名及び社外監査役 3名を選任しておりますが、いずれの社外役員についても、各人及び各人が所属する団体と当社との間に人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係はありません。

b 社外取締役及び社外監査役が企業統治において果たす機能及び役割

提出日現在の当社の社外取締役は 1名、社外監査役は 3名であります。

社外取締役の八十川祐輔氏は、長年培われた経営コンサルティング・経営者としての経験をもとに当社取締役会に貴重な提言を行うとともに、当社の主要クライアント業種でもある流通・小売事業に対する知見から有益な助言を行うことにより当社サービスの一層の普及に貢献しております。

社外監査役の神成敦氏は、豊富な監査業務経験に基づいた、全社ガバナンス、リスク・マネジメントに関する高い見識を有しており、客観的な見地から、専門性を活かし経営を監視し、取締役会において意見を述べております。

社外監査役の渡邊涼介氏は、弁護士の資格を有しており、その職務を通じて培われた法律に関する豊富な経験及び専門的な知識を有しております。その経験と見識に基づき経営を監視し、取締役会において意見を述べております。

社外監査役の田岡恵氏は、ロンドン、ニューヨークでの企業会計プロフェッショナル職を経て、グロービス経営大学院教授及び株式会社グロービス主席研究員として、会計及び異文化マネジメント関連の講義を日英両言語にて担当するなど、その会計及び異文化マネジメントに関する経験及び高い見識に基づき、経営を監視し、取締役会において意見を述べております。

c 社外取締役及び社外監査役の独立性の基準又は方針及び選任状況に関する提出会社の考え方

当社は、社外取締役または社外監査役の独立性に関する基準や方針についての特段の定めはありませんが、独立性に関しては、株式会社東京証券取引所が定める基準を参考にしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役及び社外監査役を選任しており、経営の独立性を確保していると認識しております。

d 社外取締役及び社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会を通じて内部監査、監査役監査及び会計監査の状況を把握しております。

当社監査役3名は、全員社外監査役であり、監査役会を通じて各監査役の監査の状況を把握し、三様監査会議を通じて会計監査及び内部監査の報告を受け、必要に応じて意見を述べることにより監査の実効性を高めております。社外取締役及び社外監査役は、取締役会を通じ内部統制部門からの報告を受けて連携しております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

a 監査役監査の組織、人員及び手続

当社における監査役監査は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名の3名体制で実施されており、全員が社外監査役であります。監査役の神成敦氏は豊富な監査業務経験から、監査役として必要な財務及び会計に関する知識を有しております。監査役の田岡恵氏は、会計及び異文化マネジメントに関する相当程度の知見を有しており、監査役の渡邊涼介氏は弁護士の資格を有し、法的な専門知識を有しております。

監査役会は、内部統制システムの整備状況にも留意のうえ、重要性、適時性その他必要な要素を考慮して監査方針を決定し、監査対象、監査の方法及び実施時期を適切に選定し、監査上の重要課題については重点監査項目として設定し、監査計画を作成しております。また、監査計画策定にあたっては、効率的な監査を実施するため、適宜会計監査人及び内部監査部門等と協議または意見交換を行っております。決定した監査方針及び監査計画については、代表取締役及び取締役会にその内容を説明しております。

監査は監査計画に基づき実施し、取締役会、重要会議への出席・意見陳述、稟議書その他業務執行に関する重要書類の閲覧、取締役及び使用人に対して事業の報告を求める等の方法により会社の業務及び財産の状況を調査しております。また、必要に応じ、ヒアリングその他の方法により調査を実施し、十分に事実を確かめ、監査意見を形成しております。

監査役は、実施した監査方法及び監査結果、並びにその監査意見の形成に至った過程及び理由等を監査調書に記録しており、それに基づき監査報告書を作成し、監査役会に報告しております。監査役会は各監査役が作成した監査役監査報告に基づき、審議のうえ、正確かつ明瞭に監査報告書を作成いたします。なお、監査役は、監査役会にてとりまとめた監査報告書の内容と自己の監査報告の内容が異なる場合には、自己の監査役監査報告の内容を監査報告書に付記することができます。

監査役及び監査役会は、監査の実施状況とその結果について、定期的に代表取締役及び取締役会に報告しており、必要に応じて助言または勧告を行うほか、状況に応じ適切な措置を講じることとしております。

b 監査役会の活動状況

当事業年度(2025年7月1日から2026年6月30日まで)において監査役会は15回開催しており、各監査役の出席状況は以下のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
神成敦監査役	15回	15回
渡邊涼介監査役	15回	15回
前川研吾監査役	4回	4回
田岡恵監査役	11回	11回

(注) 1. 監査役の前川研吾氏は、2025年9月29日開催の第10期定時株主総会において監査役を退任したため、出席回数は退任までに開催された監査役会(全4回)を対象としております。

2. 監査役の田岡恵氏は、2025年9月29日開催の第10期定時株主総会において新たに監査役に就任したため、出席回数は就任以降に開催された監査役会(全11回)を対象としております。

当事業年度の監査役会では、会計監査人の報酬妥当性、監査方針及び監査計画の策定、取締役会運営の適法性、予算の妥当性、業績状況、労務管理体制の適切性、内部統制システムの整備運用状況、リスク管理状況、監査結果について、株主総会議案及び招集手続きの適法性に関して主に検討が行われております。

c 監査役の活動状況

常勤監査役は、常勤者としての特性を踏まえ、監査環境の整備及び社内の情報の収集に積極的に努め、かつ内部統制システムの構築状況及び運用状況を日常的に監視し検証しております。取締役会・監査役会、その他重要会議、代表取締役との会合及び三様監査会議に出席し、日常的かつ継続的に監査活動を行うとともに監査報告書の作成、監査役会の運営、職務遂行上知り得た情報を非常勤監査役と共有し、また、取りまとめなどを担当して

おります。また、常勤監査役は特定監査役として各監査役が、受領すべき事業報告及びその附属明細書並びに計算関係書類を取締役から受領し、それらを他の監査役に送付するとともに、監査役会の監査報告を特定取締役へ通知しております。会計監査人から受けた会計監査報告についても同様に他の監査役に当該監査報告の内容を通知し、計算関係書類に関する監査役会の監査報告の内容を特定取締役及び会計監査人に通知しております。

非常勤監査役は、取締役会・監査役会及び代表取締役との会合及び三様監査会議に出席し、監査に必要な情報を入手し、専門分野の知見を活かした提言、意見具申等を行っております。

内部監査の状況

内部監査につきましては、当事業年度においては独立した内部監査部署は設けておらず、代表取締役により任命された内部監査担当者2名が内部監査を行っております。内部監査は、会社の業務及び財産の実態を監査し、経営の合理化及び能率の増進に資することを目的として「内部監査規程」に基づき実施しております。

内部監査担当者は、「内部監査計画書」を作成し、代表取締役の承認を得て、これに基づいて監査を行っております。監査は、原則として被監査部署の長に事前通達し、監査の方法は、書面監査、または実地監査により行い、もしくはこれらを併用して行います。監査終了後、内部監査担当者は速やかに「内部監査報告書」を作成し、代表取締役及び監査役に提出しております。あわせて、被監査部署長に「内部監査報告書」を送付して結果を通知し、また、必要があるときは代表取締役の承認を得た後、関係部署に対しても監査結果を通知いたします。

代表取締役は「内部監査報告書」の内容のうち、重要と認めた事項があるときは被監査部署の長に対して「改善指示書」により改善を指示し、被監査部署の長は遅滞なく改善に取り組み、「内部監査改善状況報告書」にて改善状況を報告しております。内部監査担当者は、後日、改善指示事項における改善状況を確認し、改善結果を代表取締役に報告しております。

なお、内部監査担当者は、監査役会及び会計監査人と連携し、年3回開催する三様監査会議においてそれぞれの監査計画、監査結果を共有する等、情報交換・意見交換を行い、相互の監査の実効性と効率性の向上に努めております。

また、当社は2026年7月1日付で、業務執行部門から独立した代表取締役社長直属の組織として内部監査室（1名）を設置しております。内部監査室は、代表取締役社長の承認を得た内部監査計画に基づき、子会社を含む当社グループの業務全般について内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告するとともに、取締役会及び監査役会に対しても直接報告する体制としております。

会計監査の状況

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。当社と同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別な利害関係はありません。

a 継続監査期間

7年間

b 業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員	公認会計士	本多 茂幸
指定有限責任社員	公認会計士	野口 正邦

c 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士	5名
その他	5名

d 会計監査人の選定方針と理由

会計監査人の選定方針は特に定めておりませんが、会計監査人の品質管理体制が適切で独立性に問題がないこと、監査計画並びに監査報酬の妥当性等を勘案し、総合的に判断いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を検討し、会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

e 監査役及び監査役会による会計監査人の評価

当社の監査役及び監査役会は、会計監査人に対する評価を行っており、EY新日本有限責任監査法人につきましては、会計監査人としての独立性、専門性等を害する事由等の発生はなく、適正な監査の遂行が行われていると評価しております。

監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬の内容

提出会社

前事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
28,000	-

区分	当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	36,000	-
連結子会社	-	-
計	36,000	-

b 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(aを除く)

該当事項はありません。

c その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、当社の会社規模、特性、監査日数等を考慮し、監査役会の同意を得たうえで決定しております。

e 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査役会は、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容・会計監査の職務遂行状況について相当性を確認し、監査時間と報酬単価の精査を通じて報酬見積りの算出根拠・算定内容について検討した結果、会計監査人の監査報酬等は妥当であると判断し会社法第399条第1項の同意をしました。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

a. 当該方針の決定の方法

当社は取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下のとおり取締役会にて決議しております。

b. 当該方針の内容の概要

取締役の個人別の報酬は、固定報酬（金銭報酬）と譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬等）で構成されております。

固定報酬（金銭報酬）については、2020年9月29日開催の定時株主総会において、取締役の報酬額を年額90百万円以内（ただし、取締役の報酬額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、2024年9月30日開催の定時株主総会において、監査役の報酬額を年額15百万円以内と決議されております。譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬等）については、2024年9月30日開催の定時株主総会において、当社の企業価値の持続的

な向上を図るインセンティブを与えるとともに、長期的な株式保有を促進することで、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の社外取締役を除く取締役に対して、譲渡制限付株式報酬制度を新たに導入すること、及び譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は年額20百万円以内とする旨の決議をしております。

当社の取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、指名・報酬委員会が決定し、取締役会で決議しております。指名・報酬委員会は、過半数の委員を独立社外取締役・独立社外監査役で構成する取締役会の任意の諮問委員会であり、報酬等の決定に関する手続きの透明性や公正性を確保できることから、取締役の選任、報酬等における在り方を審議し、取締役会に対して答申しております。同委員会は、八十川祐輔氏（委員長、独立社外取締役）、内山英俊氏（代表取締役社長執行役員CEO）、神成敦氏（独立社外監査役）の3名で構成されております。なお、当事業年度の取締役の報酬につきましても、指名・報酬委員会が審議を行い、取締役会で指名・報酬委員会の答申を踏まえ、最終決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別総額及び対象となる役員の員数

当社取締役及び監査役に対する報酬は以下のとおりであります。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		金銭報酬			非金銭報酬等	
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く。)	88,975	75,500	-	-	13,475	4
監査役 (社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-	-
社外役員	19,200	19,200	-	-	-	5

(注) 上記には、2025年9月29日開催の第10期定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役1名を含んでおります。

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は投資株式について、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資株式を「純投資目的である投資株式」とし、それ以外の投資株式を「純投資目的以外の目的の投資株式（政策保有株式）」として区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

政策保有株式については、保有先企業との取引関係の維持強化を通じて当社の中長期的な企業価値向上に資する場合に取得・保有することとしております。また、その保有意義について、当社の取締役会で定期的に検証を行い、保有意義が乏しい株式については、市場への影響等に配慮しつつ売却を進めることとしております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	1	50,000
非上場株式以外の株式	-	-

（当事業年度において株式数が増加した銘柄）
該当事項はありません。

（当事業年度において株式数が減少した銘柄）
該当事項はありません。

c．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

5 【従業員の状況等】

(1) 【人材戦略に関する基本方針等】

人材戦略に関する基本方針

本項の文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

当社グループの人材戦略に関する基本方針は、「第2 事業の状況 2 サステナビリティに関する考え方及び取組」に記載しております。

連結会社の従業員の給与等の決定に関する方針

本項に記載する方針は、企業内容等の開示に関する内閣府令の規定に基づき、提出会社に係るものとしております。連結子会社については、現在それぞれの人事制度を運用しており、その統合を検討している段階であります。当社は「unerry, everywhere」の実現に向け、従業員一人ひとりが担う役割と創出した成果に応じた、納得感のある処遇を基本方針としております。

給与は、担う役割の大きさ、期初に設定するミッションシートの目標に対する達成度、事業の成長に資する行動及び専門性を評価軸とし、これに外部労働市場の水準を加味して決定しております。年齢、性別及び国籍は給与の決定要素としておりません。

労働者の男女の賃金の差異（全労働者72.9%、正規雇用労働者71.9%）の主な要因は、上位の等級における女性比率が低いことによるものであります。なお、当該差異は事業年度末の人員構成の影響を受けるため、単年度の増減のみをもって評価することは適当でないと考えております。

今後は、データ・AI領域における人材獲得競争の一層の激化を踏まえ、職種ごとの市場水準を反映した処遇及び成果に応じた処遇を基本的な考え方としつつ、具体的な制度の在り方について検討を進めてまいります。あわせて、管理職候補層の育成及び上位等級への登用を通じて、等級構成の偏りの解消に取り組んでまいります。なお、給与等の決定に関する方針は、事業環境、労働市場の動向及び人事制度の統合の状況を踏まえ、必要に応じで見直すこととしております。

(2) 【従業員の状況】

連結会社の状況

2026年6月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
Beacon Bank事業	161
合計	161

- (注) 1．従業員数は就業人員であります。なお、臨時従業員についてはその総数が従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
- 2．当社グループは、Beacon Bank事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

提出会社の状況

2026年6月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)	平均年間給与の対前事業年度増減率(%)
---------	---------	-----------	------------	---------------------

106	35.2	2.6	7,796	4.5
-----	------	-----	-------	-----

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。なお、臨時従業員についてはその総数が従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は、Beacon Bank事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
4. 当事業年度より平均年齢の算定方法を各事業年度末日現在の満年齢に変更しております。

労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当社の管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異は、以下のとおりであります。

管理職に占める 女性労働者の割合 (%)(注) 1	男性労働者の 育児休業取得率 (%)(注) 2	労働者の男女の賃金の差異(%)(注) 1		
		全労働者	うち正規雇用 労働者	うちパート・ 有期労働者
18.5	83.3	72.9	71.9	224.3

- (注) 1. 管理職に占める女性労働者の割合及び労働者の男女の賃金の差異は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。管理職は、C X O、GM及びマネージャー(当事業年度末27名)を対象としております。また、賃金には賞与及び基準外賃金を含みません。
2. 男性労働者の育児休業取得率は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業の取得割合を算出したものであります。当事業年度に配偶者が出産した男性労働者6名のうち、育児休業等を取得した男性労働者は5名であります。
3. パート・有期労働者は、当事業年度の年平均人数が18.25名(うち男性11.58名)と少なく、勤務時間の長短により差異が大きく変動する場合があります。
4. 連結子会社については、常時雇用する労働者が101人以上に該当しないため、記載していません。

使用人等のみに対して付与する新株予約権の内容

使用人等のみに対して付与する新株予約権の内容について「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内容」に記載しております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

(3) 当連結会計年度(2025年7月1日から2026年6月30日まで)は、連結財務諸表の作成初年度であるため、以下に掲げる連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、前連結会計年度との対比は行っておりません。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2025年7月1日から2026年6月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2025年7月1日から2026年6月30日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、専門的な情報を有する団体等が主催するセミナーに積極的に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

当連結会計年度
(2026年6月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	2,301,594
売掛金及び契約資産	1 812,829
棚卸資産	2 35,581
その他	138,400
貸倒引当金	4,429
流動資産合計	3,283,977
固定資産	
無形固定資産	
のれん	497,003
ソフトウェア	7,170
ソフトウェア仮勘定	115,737
その他	726
無形固定資産合計	620,638
投資その他の資産	
投資有価証券	50,000
繰延税金資産	164,775
その他	117,479
貸倒引当金	48,717
投資その他の資産合計	283,538
固定資産合計	904,177
資産合計	4,188,155

(単位：千円)

当連結会計年度
(2026年6月30日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	591,636
1年内返済予定の長期借入金	3 150,000
未払法人税等	80,912
契約負債	76,981
賞与引当金	23,379
その他	311,940
流動負債合計	1,234,849
固定負債	
長期借入金	3 587,500
固定負債合計	587,500
負債合計	1,822,349
純資産の部	
株主資本	
資本金	49,269
資本剰余金	1,433,301
利益剰余金	883,153
自己株式	1,878
株主資本合計	2,363,845
新株予約権	1,959
純資産合計	2,365,805
負債純資産合計	4,188,155

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度 (自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)	
売上高	1 4,879,542
売上原価	3,052,198
売上総利益	1,827,344
販売費及び一般管理費	2, 3 1,402,752
営業利益	424,591
営業外収益	
受取利息	1,549
受取配当金	3,890
為替差益	445
関係会社業務受託収入	4,238
ポイント還元収入	2,183
その他	428
営業外収益合計	12,735
営業外費用	
支払利息	1,907
株式報酬費用消滅損	2,072
その他	427
営業外費用合計	4,407
経常利益	432,920
税金等調整前当期純利益	432,920
法人税、住民税及び事業税	132,280
法人税等調整額	29,498
法人税等合計	102,781
当期純利益	330,138
親会社株主に帰属する当期純利益	330,138

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度
(自 2025年 7 月 1 日
至 2026年 6 月30日)

当期純利益	330,138
包括利益	330,138
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	330,138

【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度(自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	41,670	1,422,336	553,014	2,094	2,014,926
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	218	218			436
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）	7,380	7,380			14,760
親会社株主に帰属する当期純利益			330,138		330,138
自己株式の処分		3,366		216	3,582
当期変動額合計	7,598	10,965	330,138	216	348,918
当期末残高	49,269	1,433,301	883,153	1,878	2,363,845

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	1,959	2,016,886
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）		436
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）		14,760
親会社株主に帰属する当期純利益		330,138
自己株式の処分		3,582
当期変動額合計	-	348,918
当期末残高	1,959	2,365,805

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度
(自 2025年7月1日
至 2026年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	432,920
減価償却費	1,912
貸倒引当金の増減額（ は減少）	3,520
受取利息	1,549
受取配当金	3,890
支払利息	1,907
為替差損益（ は益）	155
売上債権及び契約資産の増減額（ は増加）	122,530
棚卸資産の増減額（ は増加）	12,217
仕入債務の増減額（ は減少）	220,445
契約負債の増減額（ は減少）	19,158
その他	38,677
小計	455,485
利息及び配当金の受取額	5,439
利息の支払額	1,907
法人税等の支払額	131,274
営業活動によるキャッシュ・フロー	327,743
投資活動によるキャッシュ・フロー	
無形固定資産の取得による支出	113,025
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	² 434,044
敷金及び保証金の差入による支出	52,272
投資活動によるキャッシュ・フロー	599,341
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	750,000
長期借入金返済による支出	12,500
新株予約権の行使による株式の発行による収入	436
新株予約権の行使による自己株式の処分による収入	3,582
財務活動によるキャッシュ・フロー	741,519
現金及び現金同等物に係る換算差額	155
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	470,076
現金及び現金同等物の期首残高	1,831,518
現金及び現金同等物の期末残高	¹ 2,301,594

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

1社

連結子会社の名称

株式会社プログウォッチャー

当連結会計年度において、株式会社プログウォッチャーの全株式を取得したことに伴い、同社を連結の範囲に含めております。みなし取得日を当連結会計年度末としているため、当連結会計年度は貸借対照表のみ連結しております。なお、当該連結の範囲の変更は、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与えることが確実と認められます。当該影響の概要は、連結損益計算書の売上高の増加等であります。

(2) 非連結子会社名

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

株式会社プログウォッチャーの決算日は3月31日であります。連結財務諸表の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法を採用しております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

棚卸資産の評価基準及び評価方法

a 仕掛品

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

b 貯蔵品

移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込み額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

データ分析・ダッシュボード提供（分析・可視化サービス）

当該サービスの主な履行義務は、位置情報データの可視化ツールの提供及び行動分析した結果をレポートとして顧客に提供することであり、可視化ツールの提供については、契約期間の経過に応じて履行義務が充足されるものと判断し、提供期間にわたって収益を認識しております。

レポートの提供については、顧客へ納品した時点で履行義務が充足されるものについては、納品時に収益を認識しております。また、収益認識に関する会計基準第38項（一定の期間にわたり充足される履行義務）に該当する契約については、一定の期間にわたって履行義務が充足されるものと判断し、サービスの性質を考慮して適切な場合はインプット法により履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積り、当該進捗度に応じて収益を認識しております。なお、第38項に該当する契約のうち、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができない契約等において、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる時まで、原価回収基準を適用しております。

広告配信（行動変容サービス）

当該サービスの主な履行義務は、一般消費者向けの広告配信や、広告配信及びその集客効果等に関するレポートを顧客に提供することであり、広告配信については、集客期間の経過に応じてもしくは広告が配信されるにつれて履行義務が充足されるものと判断し、契約期間の経過もしくは広告の配信に応じて収益を認識しております。レポートの提供については、顧客へ納品した時点で履行義務が充足されるものと判断し、納品時に収益を認識しております。

システム開発・運用（One to One サービス）

当該サービスの主な履行義務は、アプリ開発・運用、システム開発・運用、WEBサイト構築、ユーザーサポート等を提供することであり、アプリ開発、システム開発、WEBサイト構築等については、請負契約もしくは準委任契約により、成果物の納品や技術支援を提供しております。

請負契約による開発を行う取引のうち、収益認識に関する会計基準第38項（一定の期間にわたり充足される履行義務）に該当する契約については、一定の期間にわたって履行義務が充足されるものと判断し、サービスの性質を考慮して適切な場合はインプット法により履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積り、当該進捗度に応じて収益を認識しております。なお、第38項に該当する契約のうち、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができない契約等において、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる時まで、原価回収基準を適用しております。ただし、取引開始日から完全に履行義務を充足するまでの期間がごく短い場合には、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

準委任契約に係る取引については、契約期間にわたって技術支援を行うことで履行義務が充足されるものと判断し、契約期間に応じて一定期間にわたって収益を認識しております。

アプリ運用、システム運用、ユーザーサポート等については、契約期間の経過に応じて履行義務が充足されるものと判断し、役務提供期間にわたって収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積られる期間で均等償却することとしております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

１．一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益

(１) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

売上高 324,445 千円

上記は、履行義務の充足に係る進捗度の見積りについてインプット法を適用した案件のうち、当連結会計年度末において進行中の案件に係る金額を集計したものであります。

(２) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

当社グループは、収益認識に関する会計基準第38項（一定の期間にわたり充足される履行義務）に該当する契約については、一定の期間にわたって履行義務が充足されるものと判断し、サービスの性質を考慮して適切な場合はインプット法により履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積り、当該進捗度に応じて収益を認識しております。

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

主要な仮定は、原価総額の見積りとしております。原価総額は、見込まれる作業工数、担当する従業員や外部委託先に支払う人件費単価及び直接関連する経費の要否等により算定しております。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

当社グループが提供するサービスは、顧客からの要望によって個別性が強く、外部又は内部の経営環境の変化の影響により作業工数や人件費単価及び経費の額が変動する可能性があります。その結果、原価総額の見積りが変動した場合は、翌連結会計年度の連結財務諸表における収益の発生額に影響を与える可能性があります。

２．のれんの償却期間

(１) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

のれん 497,003 千円

(２) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

当社グループは、2026年５月１日(みなし取得日2026年６月30日)付で株式会社プログウォッチャーの全株式を取得し、同社を連結子会社としたことによりのれんを計上しております。

当該子会社を取得した際に計上したのれんは、今後の事業活動により期待される将来の超過収益力として、取得原価としての支払対価総額と被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額との差額で算定しております。

また、当該のれんの償却期間は、株式会社プログウォッチャーの将来の事業計画等を考慮して、その効果が及ぶ期間に基づき８年間としております。

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

のれんの償却期間の決定の基礎となる将来の事業計画の主要な仮定は、売上高の成長率であります。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

のれんは、事業計画と取得後の実績の比較分析による検討を行うことによって、減損の兆候の有無の判定を行います。事業計画や市場環境の変化により、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ、将来の超過収益力が減少した場合、のれんの減損損失を計上する可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年９月13日）
 - ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年９月13日）
- ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めたものであります。

(2) 適用予定日

2028年6月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「後発事象に関する会計基準」(企業会計基準第41号 2026年1月9日 企業会計基準委員会)
- ・「後発事象に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第35号 2026年1月9日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「後発事象に関する会計基準」等は、後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 監査基準報告書560実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定めたものであります。

(2) 適用予定日

2028年6月期の期首より適用予定であります。

(連結貸借対照表関係)

- 1 売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (2026年6月30日)
売掛金	647,911千円
契約資産	164,917 "

- 2 棚卸資産の内訳は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (2026年6月30日)
仕掛品	35,406 千円
貯蔵品	175 "

- 3 担保資産及び担保付債務

	当連結会計年度 (2026年6月30日)
1年内返済予定の長期借入金	150,000千円
長期借入金	587,500 "
計	737,500 "

(注) 借入債務に対して連結消去されている連結子会社株式755,000千円を担保に供しています。

(連結損益計算書関係)

- 1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

- 2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
一般管理費	23,395千円

3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
給料及び手当	564,163千円
業務委託費	142,578 "
貸倒引当金繰入額	4,429 "

(連結株主資本等変動計算書関係)
当連結会計年度(自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	3,768,890	9,060	-	3,777,950
合計	3,768,890	9,060	-	3,777,950

(変動事由の概要)
普通株式増加数の内訳は以下のとおりであります。
譲渡制限付株式報酬としての新株の発行による増加 4,260株
ストック・オプションの行使による増加 4,800株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
自己株式				
普通株式	35,049	1,700	3,720	33,029
合 計	35,049	1,700	3,720	33,029

(変動事由の概要)
普通株式増加数の内訳は以下のとおりであります。
譲渡制限付株式の無償取得による増加 1,700株
普通株式減少数の内訳は以下のとおりであります。
ストック・オプションの行使による減少 3,720株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内 訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社	ストック・オブ ションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	1,959
合計			-	-	-	-	1,959

4 配当に関する事項
該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)
1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりでありま

す。

	当連結会計年度 (自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
現金及び預金	2,301,594千円
現金及び現金同等物	2,301,594千円

2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

株式の取得により新たに株式会社プログウォッチャーを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに当該株式の取得価額と取得のための支出（純額）との関係は次のとおりであります。

流動資産	596,836千円
固定資産	1,366 "
のれん	497,003 "
流動負債	347,206 "
株式の取得価額	748,000千円
現金及び現金同等物	313,955 "
差引：取得のための支出	434,044千円

（リース取引関係）

オペレーティング・リース取引

（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	当連結会計年度 (2026年 6 月30日)
1 年内	156,307千円
1 年超	130,613 "
合計	286,921 "

なお、オペレーティング・リース取引の内容は、不動産賃借によるものであります。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

必要な資金を原則として自己資本により調達しております。状況に応じて銀行等の金融機関からの借入とする方針であります。資金運用は安全性の高い金融資産で行っております。現金及び預金の中には外貨預金が含まれておりますが、為替リスクを回避するために利用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。借入金は、主に子会社株式の取得に係る資金の調達を目的としたものであります

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

与信管理規程に従い、営業債権について主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。当連結会計年度の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理
コーポレート部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持により、流動性リスクを管理しております。

市場リスクの管理
投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を 採用することにより、当該価額が変動することもあります。
- (5) 信用リスクの集中
当期の連結決算日現在における営業債権のうち13.7％が特定の大口顧客に対するものであります。

- 2．金融商品の時価等に関する事項
連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金及び預金、売掛金及び契約資産、買掛金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

当連結会計年度(2026年 6 月30日)			
(単位：千円)			
	連結貸借対照表計上額	時価	差額
長期借入金 (1 年内返済予定の長期借入金を含む(1))	737,500	737,500	-
負債計	737,500	737,500	-

(1) 長期借入金(1 年内返済予定の長期借入金を含む)は、変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、時価が帳簿価額に近似することから、当該帳簿価額によっております。

(2) 市場価格のない株式等は、上記の表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)	
区分	当連結会計年度
投資有価証券 非上場株式	50,000

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	2,301,594	-	-	-
売掛金	647,911	-	-	-
合計	2,949,506	-	-	-

(注2) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

当連結会計年度(2026年6月30日)

連結附属明細表「借入金等明細表」をご参照ください。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度(2026年6月30日)

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度(2026年6月30日)

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	-	737,500	-	737,500
負債計	-	737,500	-	737,500

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金は変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

当連結会計年度(2026年6月30日)

非上場株式（連結貸借対照表計上額 50,000千円）については、市場価格のない株式等であることから記載してありません。

2. 売却したその他有価証券

当連結会計年度（自 2025年7月1日 至 2026年6月30日）

該当事項はありません。

3. 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度（自 2025年7月1日 至 2026年6月30日）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1 . スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

2020年２月11日に１株を10株、2022年５月22日に１株を40株とする株式分割を行っておりますが、以下は当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

	第１回新株予約権	第２回新株予約権	第３回新株予約権
決議年月日	2018年６月28日	2018年６月28日	2018年６月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役１名 当社従業員１名	社外協力者２名	当社従業員５名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式 204,800株	普通株式 7,200株	普通株式 24,000株
付与日	2018年６月29日	2018年６月29日	2018年６月29日
権利確定条件	前記「第４ 提出会社の状況 １ 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」ご参照ください。	前記「第４ 提出会社の状況 １ 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」ご参照ください。	前記「第４ 提出会社の状況 １ 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」ご参照ください。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	2018年６月29日～ 2028年６月28日	2018年６月29日～ 2028年６月28日	2020年６月29日～ 2028年６月28日

	第４回新株予約権	第５回新株予約権	第６回新株予約権
決議年月日	2020年４月14日	2020年４月14日	2020年４月14日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役１名	社外協力者４名	当社取締役１名 当社従業員17名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式 180,000株	普通株式 4,000株	普通株式 86,800株
付与日	2020年４月15日	2020年４月15日	2020年４月15日
権利確定条件	前記「第４ 提出会社の状況 １ 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」ご参照ください。	前記「第４ 提出会社の状況 １ 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」ご参照ください。	前記「第４ 提出会社の状況 １ 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」ご参照ください。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	2020年４月15日～ 2030年４月14日	2020年４月15日～ 2030年４月14日	2022年４月15日～ 2030年４月14日

	第９回新株予約権
決議年月日	2021年６月14日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員24名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式 40,000株
付与日	2021年６月15日
権利確定条件	前記「第４ 提出会社の状況 １ 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」ご参照ください。
対象勤務期間	期間の定めはありません
権利行使期間	2023年６月15日～ 2031年６月14日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2026年6月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	4,800	4,000	9,600
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	4,800
失効	-	-	-
未行使残	4,800	4,000	4,800

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	120,000	4,000	48,800
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	120,000	4,000	48,800

	第9回新株予約権
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	-
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	-
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	27,320
権利確定	-
権利行使	3,720
失効	-
未行使残	23,600

単価情報

	第 1 回新株予約権	第 2 回新株予約権	第 3 回新株予約権
権利行使価格(円)	91	91	91
行使時平均株価(円)	-	-	2,277
付与日における公正な評価単価(円)	-	-	-

	第 4 回新株予約権	第 5 回新株予約権	第 6 回新株予約権
権利行使価格(円)	503	503	503
行使時平均株価(円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	-	-

	第 9 回新株予約権
権利行使価格(円)	963
行使時平均株価(円)	2,682
付与日における公正な評価単価(円)	-

3．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与時点において当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を本源的価値の見積りによっております。なお、当該本源的価値の見積りの基礎となる株式の評価方法は、DCF法(ディスカウント・キャッシュ・フロー法)により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

4．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5．ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度末において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額	346,497千円
当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	16,889千円

(税効果会計関係)

1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2026年 6 月30日)
繰延税金資産	
減価償却超過額	71,650千円
貸倒引当金	17,502 "
賞与引当金	8,283 "
未払事業税	8,990 "
税額控除	99,493 "
繰越欠損金	74,906 "
その他	17,975 "
繰延税金資産小計	298,803千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	74,906 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	53,536 "
評価性引当額小計	128,442千円
繰延税金資産合計	170,360千円
繰延税金負債	
為替差損益	2,885千円
その他	2,698 "
繰延税金負債合計	5,584千円
繰延税金資産純額	164,775千円

2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった
主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (2026年 6 月30日)
法定実効税率	34.6%
(調整)	
住民税均等割	0.5%
評価性引当額の増減	0.4%
税額控除	12.5%
その他	0.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.7%

(企業結合等関係)

(取得による企業結合)

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社ブログウォッチャー

事業の内容 位置情報データプラットフォームによる位置情報関連サービスの開発・提供

企業結合を行った主な理由

本件株式取得は、当社グループとして顧客基盤を広げるとともに、事業モデルや提供形態の違いを踏まえつつ、それぞれが培ってきた強みや知見を相互に活かすことを目的とするものです。

企業結合日

2026年5月1日(株式取得日)

2026年6月30日(みなし取得日)

企業結合の法的形式

株式取得

結合後企業の名称

変更はありません。

取得した議決権比率

100%

取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

(2) 当連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

みなし取得日を2026年6月30日としていることから、貸借対照表のみを連結しているため、当連結会計年度に係る連結損益計算書に被取得企業の業績は含まれておりません。

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得原価 748,000千円(すべて現金)

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用・手数料等 7,000千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれん

497,003千円

なお、のれんは、当連結会計年度末において、企業結合日における識別可能な資産及び負債の特定並びに時価の算定が未了であり、取得原価の配分が完了していないため、その時点で入手可能な合理的な情報に基づき暫定的な会計処理を行っております。

発生原因

主として今後の事業展開により期待される超過収益力であります。

償却方法及び償却期間

8年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	596,836	千円
固定資産	1,366	千円
資産合計	598,202	千円
流動負債	347,206	千円
負債合計	347,206	千円

(7) 取得原価の配分

当連結会計年度末において、企業結合日における識別可能な資産及び負債の特定並びに時価の算定が未了であり、取得原価の配分が完了していないため、その時点で入手可能な合理的情報に基づき暫定的な会計処理を行っております。

(8) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当連結会計年度における概算額の算定が困難であるため、記載しておりません。

(収益認識関係)

1 . 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度 (自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)

(単位 : 千円)

	Beacon Bank事業
分析・可視化サービス	1,514,110
行動変容サービス	2,460,181
One to Oneサービス	905,251
顧客との契約から生じる収益	4,879,542
その他の収益	-
外部顧客への売上高	4,879,542

2 . 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4 . 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3 . 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位 : 千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	459,981
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	647,911
契約資産 (期首残高)	39,304
契約資産 (期末残高)	164,917
契約負債 (期首残高)	32,611
契約負債 (期末残高)	76,981

契約資産は主に、期末日時点で履行義務を完全に充足していない業務にかかる対価に関するものであり、支払いに対

する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振替えられます。

契約負債は主に、契約に定められた支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち、当連結会計年度期首時点で契約負債に含まれていた金額は32,611千円です。過去の期間に充足した履行義務から当連結会計年度に認識した収益はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたっては実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
1年以内	60,898
1年超2年以内	-
合計	60,898

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループはBeacon Bank事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

当連結会計年度(自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)

1．製品及びサービスごとの情報

	分析・可視化 サービス	行動変容 サービス	One to One サービス	合計
外部顧客への売上高(千円)	1,514,110	2,460,181	905,251	4,879,542

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高(千円)
(株)ジョイフル	636,334

(注) 当社は単一セグメントとしているため、関連するセグメントの記載は省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社グループはBeacon Bank事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1．関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	当連結会計年度 (自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
1 株当たり純資産額	631.21円
1 株当たり当期純利益	88.22円
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	84.36円

(注) 1 株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
1 株当たり当期純利益	
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	330,138
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	330,138
普通株式の期中平均株式数(株)	3,742,249
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-
普通株式増加数(株)	171,084
(うち新株予約権(株))	(171,084)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-

(重要な後発事象)

(重要な自己株式の取得)

2026年 9 月 3 日開催の取締役会において、会社法第165条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156条第 1 項の規定に基づき、自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議し、自己株式の取得を以下のとおり実施いたしました。

(1) 自己株式取得に関する取締役会の決議内容

取得する株式の種類

当社普通株式

取得する株式の総数

269,500株 (上限)

取得する期間

2026年 9 月 4 日

取得価額の総額

635,481千円 (上限)

取得の方法

東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNet-3) において買付

(2) 取得日

2026年 9 月 4 日

(3) その他

上記買付による取得の結果、当社普通株式269,500株 (取得価額635,481千円) を取得いたしました。

(従業員向け譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分)

2026年9月3日開催の取締役会において、従業員向け譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分を行うことを決議いたしました。

(1) 処分の概要

処分期日

2026年12月3日

処分する株式の種類及び数

当社普通株式 26,380株

処分価額

1株につき 2,300円

処分総額

60,674千円

処分予定先

当社の従業員 88名 26,380株

(2) 処分の目的及び理由

当社は、当社の従業員に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

本制度の目的に鑑み、割当予定先である従業員88名（以下、「割当対象者」といいます。）に対し、金銭報酬債権60,674千円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって当社に給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式26,380株を割り当てることといたしました。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年内返済予定の長期借入金	-	150,000	1.76	-
長期借入金(1年内返済予定のものを除く。)	-	587,500	1.76	2027年7月1日～ 2028年5月1日
合計	-	737,500	-	-

(注) 1. 平均利率を算定する際の利率及び残高は、期末のものを使用しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	587,500	-	-	-

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高 (千円)	-	4,879,542
税金等調整前 中間(当期)純利益 (千円)	-	432,920
親会社株主に帰属する 中間(当期)純利益 (千円)	-	330,138
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	-	88.22

(注) 当連結会計年度末から連結財務諸表を作成しているため、中間連結会計期間の数値は記載しておりません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年 6 月30日)	当事業年度 (2026年 6 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	631,518	1,987,639
売掛金及び契約資産	1 499,286	1, 3 621,817
有価証券	1,200,000	-
棚卸資産	2 23,364	2 35,581
前払費用	34,294	47,497
その他	11,024	3 68,375
貸倒引当金	7,950	4,810
流動資産合計	2,391,539	2,756,100
固定資産		
無形固定資産		
ソフトウェア	9,082	7,170
ソフトウェア仮勘定	-	115,737
無形固定資産合計	9,082	122,908
投資その他の資産		
投資有価証券	50,000	50,000
関係会社株式	-	4 755,000
繰延税金資産	135,277	164,907
敷金及び保証金	10,426	62,698
その他	63,358	54,141
貸倒引当金	43,443	48,717
投資その他の資産合計	215,618	1,038,030
固定資産合計	224,701	1,160,938
資産合計	2,616,240	3,917,039

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年 6 月30日)	当事業年度 (2026年 6 月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	339,562	3 560,007
1 年内返済予定の長期借入金	-	4 150,000
未払金	74,546	49,731
未払費用	12,079	28,189
未払法人税等	79,824	80,830
契約負債	32,611	13,453
その他	60,729	74,771
流動負債合計	599,353	956,983
固定負債		
長期借入金	-	4 587,500
固定負債合計	-	587,500
負債合計	599,353	1,544,483
純資産の部		
株主資本		
資本金	41,670	49,269
資本剰余金		
資本準備金	265,577	273,176
その他資本剰余金	1,156,759	1,160,125
資本剰余金合計	1,422,336	1,433,301
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	553,014	889,903
利益剰余金合計	553,014	889,903
自己株式	2,094	1,878
株主資本合計	2,014,926	2,370,596
新株予約権	1,959	1,959
純資産合計	2,016,886	2,372,555
負債純資産合計	2,616,240	3,917,039

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日)	当事業年度 (自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
売上高	3,726,133	² 4,879,542
売上原価	2,261,272	² 3,052,198
売上総利益	1,464,860	1,827,344
販売費及び一般管理費	¹ 1,152,966	¹ 1,396,133
営業利益	311,894	431,210
営業外収益		
受取利息	856	1,549
受取配当金	2,003	3,890
為替差益	-	445
ポイント還元収入	2,959	2,183
関係会社業務受託収入	-	² 4,238
その他	-	428
営業外収益合計	5,819	12,735
営業外費用		
支払利息	-	1,907
株式報酬費用消滅損	2,414	2,072
為替差損	293	-
その他	-	427
営業外費用合計	2,707	4,407
経常利益	315,006	439,538
税引前当期純利益	315,006	439,538
法人税、住民税及び事業税	99,724	132,280
法人税等調整額	116,578	29,630
法人税等合計	16,854	102,649
当期純利益	331,860	336,889

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日)		当事業年度 (自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費		168,364	7.4	182,293	5.9
経費		2,097,801	92.6	2,881,946	94.1
当期総製造費用		2,266,166	100.0	3,064,239	100.0
仕掛品期首棚卸高		18,470		23,364	
合計		2,284,636		3,087,604	
仕掛品期末棚卸高		23,364		35,406	
売上原価		2,261,272		3,052,198	

(注) 主な内訳は、次のとおりであります。

前事業年度 (自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日)		当事業年度 (自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)	
区分	金額(千円)	区分	金額(千円)
媒体費	1,322,556	媒体費	1,765,711
外注費	402,662	外注費	623,321

(原価計算の方法)
当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	14,712	238,620	1,154,808	1,393,428
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）	251	251		251
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）	26,706	26,706		26,706
当期純利益				
自己株式の処分			1,950	1,950
当期変動額合計	26,957	26,957	1,950	28,908
当期末残高	41,670	265,577	1,156,759	1,422,336

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
	繰越利益剰余金					
当期首残高	221,153	221,153	2,223	1,627,070	1,959	1,629,029
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）				503		503
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）				53,412		53,412
当期純利益	331,860	331,860		331,860		331,860
自己株式の処分			129	2,080		2,080
当期変動額合計	331,860	331,860	129	387,856	-	387,856
当期末残高	553,014	553,014	2,094	2,014,926	1,959	2,016,886

当事業年度(自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	41,670	265,577	1,156,759	1,422,336
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）	218	218		218
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）	7,380	7,380		7,380
当期純利益				
自己株式の処分			3,366	3,366
当期変動額合計	7,598	7,598	3,366	10,965
当期末残高	49,269	273,176	1,160,125	1,433,301

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
	繰越利益剰余金					
当期首残高	553,014	553,014	2,094	2,014,926	1,959	2,016,886
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）				436		436
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）				14,760		14,760
当期純利益	336,889	336,889		336,889		336,889
自己株式の処分			216	3,582		3,582
当期変動額合計	336,889	336,889	216	355,669	-	355,669
当期末残高	889,903	889,903	1,878	2,370,596	1,959	2,372,555

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法を採用しております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

貯蔵品

移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

2 固定資産の減価償却の方法

無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

3 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

5 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

データ分析・ダッシュボード提供(分析・可視化サービス)

当該サービスの主な履行義務は、位置情報データの可視化ツールの提供及び行動分析した結果をレポートとして顧客に提供することです。可視化ツールの提供については、契約期間の経過に応じて履行義務が充足されるものと判断し、提供期間にわたって収益を認識しております。

レポートの提供については、顧客へ納品した時点で履行義務が充足されるものについては、納品時に収益を認識しております。また、収益認識に関する会計基準第38項(一定の期間にわたり充足される履行義務)に該当する契約については、一定の期間にわたって履行義務が充足されるものと判断し、サービスの性質を考慮して適切な場合はインプット法により履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積り、当該進捗度に応じて収益を認識しております。なお、第38項に該当する契約のうち、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができない契約等において、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる時まで、原価回収基準を適用しております。

広告配信(行動変容サービス)

当該サービスの主な履行義務は、一般消費者向けの広告配信や、広告配信及びその集客効果等に関するレポートを顧客に提供することです。広告配信については、集客期間の経過に応じてもしくは広告が配信されるにつれて履行義務が充足されるものと判断し、契約期間の経過もしくは広告の配信に応じて収益を認識しております。レポートの提供については、顧客へ納品した時点で履行義務が充足されるものと判断し、納品時に収益を認識しております。

システム開発・運用（One to One サービス）

当該サービスの主な履行義務は、アプリ開発・運用、システム開発・運用、WEBサイト構築、ユーザーサポート等を提供することです。アプリ開発、システム開発、WEBサイト構築等については、請負契約もしくは準委任契約により、成果物の納品や技術支援を提供しております。

請負契約による開発を行う取引のうち、収益認識に関する会計基準第38項（一定の期間にわたり充足される履行義務）に該当する契約については、一定の期間にわたって履行義務が充足されるものと判断し、サービスの性質を考慮して適切な場合はインプット法により履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積り、当該進捗度に応じて収益を認識しております。なお、第38項に該当する契約のうち、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができない契約等において、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる時まで、原価回収基準を適用しております。ただし、取引開始日から完全に履行義務を充足するまでの期間がごく短い場合には、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

準委任契約に係る取引については、契約期間にわたって技術支援を行うことで履行義務が充足されるものと判断し、契約期間に応じて一定期間にわたって収益を認識しております。

アプリ運用、システム運用、ユーザーサポート等については、契約期間の経過に応じて履行義務が充足されるものと判断し、役務提供期間にわたって収益を認識しております。

6 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（重要な会計上の見積り）

一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益

（1）当事業年度の財務諸表に計上した金額

（単位：千円）

	前事業年度	当事業年度
売上高	34,566	324,445

上記は、履行義務の充足に係る進捗度の見積りについてインプット法を適用した案件のうち、当事業年度末において進行中の案件に係る金額を集計したものであります。

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（表示方法の変更）

（単体開示の簡素化に伴う財務諸表等規則第127条の適用及び注記の免除等に係る表示方法の変更）

当社は、当事業年度末より連結財務諸表を作成することとなったことを受け、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、有形固定資産等明細表、引当金明細表については、財務諸表等規則第127条第1項に定める様式に基づいて作成しております。

また、財務諸表等規則第127条第2項に掲げる各号の注記については、各号の会社計算規則に掲げる事項の注記に変更しております。

（貸借対照表関係）

- 1 売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

	前事業年度 (2025年6月30日)	当事業年度 (2026年6月30日)
売掛金	459,981千円	469,372千円
契約資産	39,304 "	152,445 "

2 棚卸資産の内訳は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2025年6月30日)	当事業年度 (2026年6月30日)
仕掛品	23,364千円	35,406千円
貯蔵品	— "	175 "

3 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (2025年6月30日)	当事業年度 (2026年6月30日)
短期金銭債権	—千円	53,739千円
短期金銭債務	— "	15,601 "

4 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

	前事業年度 (2025年6月30日)	当事業年度 (2026年6月30日)
関係会社株式	—千円	755,000千円
計	— "	755,000 "

(2) 担保に係る債務

	前事業年度 (2025年6月30日)	当事業年度 (2026年6月30日)
1年内返済予定の長期借入金	—千円	150,000千円
長期借入金	— "	587,500 "
計	— "	737,500 "

(損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)	当事業年度 (自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)
給料及び手当	441,042千円	564,163千円
業務委託費	131,804 "	142,578 "
貸倒引当金繰入額	- "	4,810 "

(表示方法の変更)

前事業年度において経費の主な内訳として表示していた「役員報酬」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては販売費及び一般管理費の主要な費目として記載しておりません。なお、前事業年度の「役員報酬」は100,428千円であります。

おおよその割合

販売費	61.5 %	66.0 %
一般管理費	38.5 %	34.0 %

2 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日)	当事業年度 (自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
営業取引による取引高		
売上高	- 千円	100 千円
仕入高	- "	16,707 "
営業取引以外の取引による取引高	- "	4,238 "

(有価証券関係)

子会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

区分	前事業年度 (千円)	当事業年度 (千円)
子会社株式	-	755,000
計	-	755,000

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年6月30日)	当事業年度 (2026年6月30日)
繰延税金資産		
減価償却超過額	50,643千円	40,959千円
貸倒引当金	17,172 "	17,634 "
未払事業税	8,485 "	8,990 "
税額控除	67,483 "	99,493 "
その他	7,877 "	17,975 "
繰延税金資産小計	151,662千円	185,054千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	15,391 "	17,260 "
評価性引当額小計	15,391千円	17,260千円
繰延税金資産合計	136,270千円	167,793千円
繰延税金負債		
為替差損益	993千円	2,885千円
繰延税金負債合計	993千円	2,885千円
繰延税金資産純額	135,277千円	164,907千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年6月30日)	当事業年度 (2026年6月30日)
法定実効税率	34.6%	34.6%
(調整)		
住民税均等割	0.7%	0.5%
評価性引当額の増減	13.4%	0.4%
税額控除	26.6%	12.3%
その他	0.7%	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	5.4%	23.4%

(企業結合等関係)

(取得による企業結合)

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

(重要な自己株式の取得)

2026年9月3日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項の規定に基づき、自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議し、自己株式の取得を以下のとおり実施いたしました。

(1) 自己株式取得に関する取締役会の決議内容

取得する株式の種類

当社普通株式

取得する株式の総数

269,500株(上限)

取得する期間

2026年9月4日

取得価額の総額

635,481千円(上限)

取得の方法

東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)において買付

(2) 取得日

2026年9月4日

(3) その他

上記買付による取得の結果、当社普通株式269,500株(取得価額635,481千円)を取得いたしました。

(従業員向け譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分)

2026年9月3日開催の取締役会において、従業員向け譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分を行うことを決議いたしました。

(1) 処分の概要

処分期日

2026年12月3日

処分する株式の種類及び数

当社普通株式 26,380株

処分価額

1株につき 2,300円

処分総額

60,674千円

処分予定先

当社の従業員 88名 26,380株

(2) 処分の目的及び理由

当社は、当社の従業員に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度(以下、「本制度」といいます。)を導入しております。

本制度の目的に鑑み、割当予定先である従業員88名(以下、「割当対象者」といいます。)に対し、金銭報酬債権60,674,000円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって当社に給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式26,380株を割り当てることといたしました。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
無形固定資産						
ソフトウェア	9,082	-	-	1,912	7,170	2,390
ソフトウェア仮勘定	-	115,737	-	-	115,737	-
無形固定資産計	9,082	115,737	-	1,912	122,908	2,390

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア仮勘定 自社利用ソフトウェア開発 115,737千円

【引当金明細表】

(単位：千円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金（流動）	7,950	4,810	7,950	4,810
貸倒引当金（固定）	43,443	5,274	-	48,717

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年7月1日から翌年6月30日
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年6月30日
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日、毎年12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。やむを得ない事情により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 公告掲載URL https://www.unerry.co.jp/ir/notice/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株式はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第10期(自 2024年 7月 1日 至 2025年 6月30日)2025年 9月26日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2025年 9月26日関東財務局長に提出。

(3) 半期報告書及び確認書

事業年度 第11期中(自 2025年 7月 1日 至 2025年12月31日)2026年 2月12日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書

2025年10月 1日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(親会社又は特定子会社の異動)及び第8号の2(子会社取得の決定)の規定に基づく臨時報告書

2026年 2月 6日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年 9月25日

株式会社unerry
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 本多 茂幸

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野口 正邦

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社unerryの2025年7月1日から2026年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社unerry及び連結子会社の2026年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

株式会社unerryの一定の期間にわたり履行義務を充足して認識する収益（当連結会計年度末において進行中のインプット法を適用した案件）に関する原価総額の見積り

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）に記載されているとおり、収益認識に関する会計基準第38項（一定の期間にわたり充足される履行義務）に該当する契約については、一定の期間にわたって履行義務が充足されるものと判断し、サービスの性質を考慮して適切な場合には、インプット法により履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積り、当該進捗度に応じて収益を認識している。当連結会計年度に履行義務の充足に係る進捗度の見積りについてインプット法を適用した案件のうち、当連結会計年度末において進行中の案件に係る売上高は324,445千円であり、その全額が株式会社unerryで計上されたものである。 対象となるサービスは、顧客からの要望に応える結果、個性が強くなるため、経営者の判断が原価総額の見積りに重要な影響を及ぼす。原価総額の見積りは、収益の計上基礎である進捗度に重要な影響を及ぼすため、原価総額が主要な仮定である。なお、会社は、当該主要な仮定について、注記事項（重要な会計上の見積り）１．一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益に記載している。 一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益の認識において、進捗度の算定に用いる主要な仮定は不確実性を伴い経営管理者による判断を必要とすることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益のうち、当連結会計年度末において進行中のインプット法を適用した案件に関する原価総額の見積りの検討にあたり、主として以下の監査手続を実施した。 ・一定の期間にわたり履行義務を充足して認識する収益に関する原価総額の見積りに関連する内部統制の整備状況及び運用状況の評価を実施した。 ・一定金額以上の案件について、個別の契約の責任者に対し契約書に基づく履行義務と具体的に提供するサービスの内容を理解するための質問を行った。 ・一定金額以上の案件について、過去の類似案件の利益率との比較、過去の実績から推定される原価発生状況との比較を実施した。 ・案件の作業内容の変更、作業工数の発生状況の変化等に伴う原価総額の見積り要素の変更の有無を識別するため、契約書又は発注書等及び作業管理資料の閲覧並びに経営管理者への質問を実施した。 ・原価総額の見積りを変更した案件について、変更前後の見積りを比較して変更内容を把握するとともに、案件の責任者へ変更理由に関する質問を実施し、経営管理者の判断を評価した。 ・見積りの合理性を検討するため、原価総額の見積りに含まれる期末日後１カ月の見積り原価と実際に発生した原価を比較した。

株式会社プログウォッチャーの株式取得に伴い発生したのれんの測定及び償却期間の妥当性

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
注記事項（企業結合等関係）に記載されているとおり、会社は当連結会計年度において株式会社プログウォッチャー（以下、BW社）の株式を748,000千円で取得し、連結子会社とした。当該株式取得に伴い発生したのれんが、2026年６月30日現在、連結貸借対照表に497,003千円計上されており、総資産の12％を占める。 会社は、当該超過収益力を含む取得原価としての支払い対価総額と、企業結合日にBW社から受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額との差額によって、のれんを識別している。なお、2026年６月期の決算においては、注記事項（企業結合等関係）（７）取得原価の配分に記載されているとおり、企業結合日における識別可能な資産及び負債の特定並びに時価の算定が未了であり、取得原価の配分が完了していないため、暫定的な会計処理によりのれんの測定を行っている。 注記事項（重要な会計上の見積り）２．のれんの償却期間に記載されているとおり、のれんの償却期間は、BW社の将来の事業計画等を考慮して、その効果が及ぶ期間に基づき８年としており、当該事業計画の策定にあたっては、売上高の成長率を主要な仮定としている。 企業結合は取得原価の算定や配分方法等の会計処理について複雑な検討が必要であり、その結果により、のれんの計上額に重要な影響を与える。また、のれんの償却期間を設定する際に用いられている主要な仮定は経営管理者の判断を伴う。 以上から、当監査法人はBW社の株式取得に伴い発生したのれんの測定及び償却期間の妥当性を主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、BW社の株式取得に伴い発生したのれんの測定及び償却期間の妥当性の検討にあたり、主として以下の監査手続を実施した。 ・BW社の株式取得に関する取引の理解及び取得の会計処理の検討のため、取締役会議事録及び株式譲渡契約書並びに出金証憑を閲覧した。 ・会社が決定した取得価額を検討するため、取締役会議事録に記載された会社の株式価値算定結果を閲覧した。 ・企業結合日にBW社から受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額と取得価額との差額として計上されたのれんについて、株式譲渡契約書及び連結決算のための財務報告資料を突合するとともに、再計算を行い、その正確性を検討した。 ・取得価額の算定について、当監査法人のネットワーク・ファームの株式価値評価の専門家を利用して、株式価値評価の前提条件及び計算結果の妥当性を検討した。 ・取得原価の配分が完了していないため、決算時点で入手可能な情報等について本件株式取得を担当する経営管理者等に質問するとともに、取締役会議事録を閲覧した。 ・のれんの償却期間について経営管理者に質問するとともに、事業計画に基づく投資の回収期間との整合性を検討した。 ・事業計画に含まれる主要な仮定である売上高の成長率について、経営管理者に質問するとともに、過去実績との比較及び外部情報との整合性の検討を行った。 ・企業結合日のBW社の個別財務諸表数値について、連結決算のための財務報告資料と照合した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社unerryの2026年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社unerryが2026年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（3）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) １．上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
２．X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年 9月25日

株式会社unerry
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 本多 茂幸

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野口 正邦

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社unerryの2025年7月1日から2026年6月30日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社unerryの2026年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

一定の期間にわたり履行義務を充足して認識する収益（当事業年度末において進行中のインプット法を適用した案件）に関する原価総額の見積り
連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（株式会社unerryの一定の期間にわたり履行義務を充足して認識する収益（当連結会計年度末において進行中のインプット法を適用した案件）に関する原価総額の見積り）と同一の内容であるため、記載を省略している。

株式会社プログウォッチャーの株式取得に係る取得価額の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
注記事項（企業結合等関係）に記載されているとおり、会社は当事業年度において株式会社プログウォッチャー（以下、BW社）の株式を取得し、連結子会社とした。2026年6月30日現在、貸借対照表に関係会社株式755,000千円が計上されており、総資産の19%を占める。この全額が、BW社の株式（取得原価748,000千円と取得関連費用7,000千円の合計額）である。 関係会社株式の取得は経常的に生じる取引ではなく、BW社の株式取得は金額的にも重要な取引である。また、取得価額決定の基礎となった株式価値評価は専門的な知識を必要とし、取得価額の決定においては複雑な検討が必要である。 以上から、当監査法人はBW社の株式取得に係る取得価額の妥当性を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	監査上の対応については、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（株式会社プログウォッチャーの株式取得に伴い発生したのれんの測定及び償却期間の妥当性）と実質的に同一の内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を

行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) １．上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
２．X B R L データは監査の対象には含まれていません。